

令和 5 年 3 月 2 日

令和 5 年 第 1 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 5 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 5 年 3 月 2 日 （ 木 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 3 時 2 4 分

出 席 議 員 （ 9 名 ）

2 番	高	山	豊	彦	3 番	藤	井	清	隆
4 番	村	山	一	彦	5 番	吉	田	哲	也
6 番	井	上	武	津 男	7 番	岡	本	正	意
8 番	畑		武	志	9 番	小	西		啓
1 0 番	岡	田	泰	正					

欠 席 議 員 （ 1 名 ）

1 番 岡 田 勇

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀 忠 雄
副町長	奥 田 右
総務課長	岡 田 博 之
総務課行財政担当課長	宮 木 大
地域力推進課長	原 田 敏 明
人権啓発課長	中 尾 政 弘
税住民課長	吉 田 敏 江
福祉課長	北 広 光
診療所事務長	細 井 隆 則
総合施設整備課長	竹 谷 秀 俊
農村振興課長	竹 谷 徹 也
建設事業課長	馬 場 正 実
会計管理者兼会計課長	榎 本 由 佳

議 事 日 程	別 紙 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	別紙議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り
会 議 録 署 名 議 員	9 番 小 西 啓
	2 番 高 山 豊 彦

議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会等の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 2 号 令和 5 年度和東町一般会計予算
議案第 3 号 令和 5 年度和東町湯船財産区特別会計予算
議案第 4 号 令和 5 年度和東町国民健康保険特別会計予算
議案第 5 号 令和 5 年度和東町簡易水道事業特別会計予算
議案第 6 号 令和 5 年度和東町下水道事業特別会計予算
議案第 7 号 令和 5 年度和東町介護保険特別会計予算
議案第 8 号 令和 5 年度和東町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第 9 号 相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分について
- 日程第 8 議案第 10 号 相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和東町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約について
- 日程第 9 議案第 11 号 和東町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 12 号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦労さまです。

ただいまから、令和 5 年和束町議会第 1 回定例会を開会いたします。

最初に、2 月 6 日にトルコ南部で発生した大地震で、死者は隣国シリアと合わせると 5 万人を超える甚大な被害が出ています。亡くなられた方々へのご冥福と一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

今期定例会においても、新型コロナウイルス感染防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄機を設置、演台にはアクリル衝立板を設置しております。

また、マスクの着用を必須とし、発言時におきましてもマスク着用をお願いいたします。ただし、演台での発言時につきましては、マスクを外していただいて結構です。声が聞き取りにくいと思われますので、質問、答弁の際は、必ずマイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 5 年第 1 回の定例議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。日頃は皆様方には和束町の行政に何かといろいろとご指導、ご協力をいただいておりますことをこの場を借りましてお礼を申し上げたいと思います。

今回の定例会では、令和 4 年度の補正予算、令和 5 年度の当初予算、そして条例等の一部改正等を提案させていただくことになっております。どうか慎重なご審議をいただきまして、全議案ともご承認賜りことをお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から遅刻の届けが出ております。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、９番、小西 啓議員、２番、高山豊彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月１７日までの１６日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から３月１７日までの１６日間と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和５年１月３１日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は、事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第４、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、村山一彦議員。

○総務厚生常任委員長（村山一彦君）

それでは、私のほうからは、総務厚生常任委員会報告をいたします。

本委員会は、２月１６日に、町長、副町長、関係課長の出席を求め、令和４年度事務事業の進捗状況と令和５年度の当初予算概要について調査を行いました。

初めに、町長から、コロナも５月８日から緩和されることとなったが、引き続き、感染防止を進めていきたいと挨拶がありました。

続いて、令和４年度一般会計予算執行状況の概要説明があり、予算総額３９億２，４３０万円に対して歳入では２６億９，４９１万円、歳出では２０億９，７８６万円の執行となっている。

繰越事業では予算額３億７，３８１万円に対し歳入は２，２５４万円で、国庫補助金や町債等が年度末の収入となるため低い数字となっている。歳出は２億７，７２４万円の執行となっている。

次に、各課から主な事業の執行状況について、ふるさと応援寄附金事業の１月３１日時点での寄附件数、金額は２７０件、２９０万円であり、昨年度と比較すると、町内６事業者、町外１事業者の協力をいただき、大幅に増えている。

１２月補正予算で計上された生活支援燃料券事業について、これは燃料費のクーポン券を１世帯当たり３，０００円配布するもので、町内協力事業者との調整に時間がかかっていたが、３月初旬に配布予定で現在事務を進めている。

地域公共交通デマンド化事業を充実し、和東町内の移動を支援する乗合交通「ワッカー」の運行状況について、停留所の増加や対象者も拡大し、事業を進めている。

茶源郷まつりについては、３月１９日、和東運動公園において開催する予定で、２月２７日の実行委員会で正式に決定される。

町税について、予算額３億４，７７０万円に対し３億２，９３６万円の収入があり、９４．７％の収納率である。国民健康保険税については９１．５％の収納率である。価格高騰に伴う緊急支援給付事業では非課税世帯１世帯につき５万円を給付し、現時点で５０２件に給付している。

また、和東保育園耐震改修工事について、１月末現在で工事はほとんど完成しており、あと、電気関係の工事など整備される予定である。

続いて質疑に入り、各委員からは、現在、社会福祉協議会が入っている老人福祉セ

ンター横のゲートボール場として使用されていた場所について、現在は公用車等を置いているが、ぬかるみが多く、走行しにくい状態になっている、改修等の予定は。

「ワヅカー」の利用状況について、乗降場所も増えているが、なかなか高齢者にとっては、そこまで行くのが困難である。先日、住民の声として、小学校の児童について湯船地域では、公共交通の見直しの中で既に「ワヅカー」を利用されているが、他の地域においても利用できないのか。教育委員会のスクールバスとの関係もあるが、今後、少子化もますます進んでくると、防犯面も含めいろんな課題が出てくる。「ワヅカー」の一時的な有効利用も考えた中で、教育委員会と十分調整していただきたい。

また、茶源郷まつりを3月19日に予定されているが、日があまりなく余裕のない状況である。内容はどのようなものを予定されているのか。

相楽中部消防の消防司令一元化が発表されたが、その内容は。非公開で協議をされているが、消防の在り方、住民の命・財産を守る重要な問題である。構成団体として大事な情報はしっかりと公表されるべきではないか。

その他、学童保育の安全面の確保も含めた状況や指導員の研修状況は。

住民税非課税世帯の臨時特別給付金について、急に収入が減り、非課税世帯になった場合の対応は。

保育園での使用済みのおむつについて、現状や今後の対応は。

子育て支援センターの利用家庭数の利用内容や光ボックスの設置状況などについて質問をされました。

続いて、令和5年度当初予算の概要について、全会計予算の総額は61億4,270万円で、対前年度比7億5,530万円、14%の増額となっている。これは主に一般会計において総合保健福祉施設整備事業の増によるものであった。

当初予算では、安心・快適な暮らしを守るため、国の防災基本計画見直しに伴い、地域防災計画の改定や子育て支援の充実として、妊娠届け出時に5万円、出生届け出時に5万円、合計10万円の給付金を交付する出産・子育て応援給付金事業などが新

規事業として計上されている。

その他、高齢者対策や保健・医療体制、公共交通システムの充実など、第５次総合計画に基づいた事業を展開される。

当初予算については、３月に開会される予算特別委員会で質疑することで委員会を閉会いたしました。

また、現地調査として、完成間近の和東保育園耐震改修工事の現場を視察いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

それでは、産業常任委員会報告を行います。

本委員会は、２月１７日に町長、副町長、関係課長の出席を求め、各課における令和４年度事務事業の執行状況や令和５年度当初予算の概要について事務調査を行いました。

町長挨拶の後、副町長から、一般会計全体の執行状況の説明があり、続いて、各課から主な事業の執行状況について説明があった。

農泊事業について、８月から農泊の受入れを再開し、国内外から修学旅行生も含め約１１０人を受け入れる予定である。

移住・定住促進事業について、空き家バンクの登録は２５件、本年度の空き家バンクの利用申込件数は１６件となっている。

グリーンスローモビリティ運行事業では、４月から１１月まで６３１人の利用があった。そのうち奈良交通バス利用者は１６５人であった。

観光来訪者のための石寺景観前駐車場整備事業については、駐車場用地購入や仮設工事など契約を締結し、着々と事業が進められている。

ごみ減量化推進事業では、家庭用ごみ処理機の購入としてコンポスト 7 台、電気式処理機 4 台を購入した。

コロナの交付金事業である茶業経営支援給付金事業では、171 件、茶園 423 ヘクタール分の申請があり、86% 執行している。

また、祝橋整備事業について、現在、右岸側を整備しており、来年度、左岸工事を実施する。

石寺橋整備事業については、交差点協議がほぼ終了し、現在、信号協議を行っている。今後、左岸側の工事を実施し、右岸側、上部工と整備を進めていく。令和 8 年度の供用を予定している。

このほか、町道撰原下島線拡幅改良事業の進捗状況や橋梁長寿命化修繕事業の内容など報告された。

続いて、質疑に入り、地域おこし協力隊として、観光、農業、茶業担当とそれぞれ担当があるが、どういうことを目指してやっておられるのか。どのようなビジョンを持ち、目標を立ててやっていただいているのか。協力隊の自主性を尊重してやっていただいているようだが、なかなか 1 人では難しい面もある。任せきりではなく、具体的なアドバイスをし育てていかないと単発的になってしまい持続性に欠ける。

府道木津信楽線、弥勒摩崖仏前の竹やぶをきれいに切っていただいたが、竹がそのまま放置されており、中途半端な状態である。今後、竹の処分はどうするのか。

先日の大雪時に水道管の破裂等があったのか。本管も老朽化しているところがたくさんあるので、いざというときのため、早め早めに対応をしていただきたい。

また、わくわく地方生活実現パッケージ事業や、みらい共創まちづくり事業の内容や実績などを確認され、森林資源は大切である。林業においても木材価格の高騰など国内産木材が見直されている。電気代なども高くなってきているので、今ある資源を活用し、ペレットストーブなどの整備をしてはどうか。京都府などの補助制度はないのか。

そのほか、石寺景観前駐車場整備について、駐車台数や規模は。ごみの減量化の取組状況や住民への周知など質問をされました。

続いて、令和５年度予算の主要事業概要の説明があり、新規事業として文化庁の京都府への移転や、大阪・関西万博開催に向けた茶文化の発信や観光誘客と町の活性化につなげていく事業を実施される。

地方創生推進交付金を活用した空き家活用による新ビジネス創生事業や、移住定住の促進、波及効果を高める観光・交流産業なども展開される。

また、安心・快適な暮らしを守るため、下水道処理区域外の地域で合併処理浄化槽を設置される方に対し、適切な維持管理の促進等を目的に補助金を交付される。

そのほか、茶産業の充実・強化と新たな商品の開発や森林保全と地山・治水事業、また継続事業である祝橋・石寺橋整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、町営住宅管理事業、本格的に建築工事が始まる総合保健福祉施設整備事業など、第５次総合計画に基づきそれぞれ事業を展開される。

委員からは、大きな工事が続くが、地元建設業者にできることがあれば、町内業者を基本に置いて入札を執行していただきたい。

府道宇治木屋線、犬打峠トンネル工事現場で現在発破を実施されているが、「震度３ぐらいの体感がある」と、住民の方の声がある。実態を把握され対応もしていただいているが、今後も丁寧に説明し、対応していただきたい。

また、水道使用料について、値上げにより、一般会計からの繰入金の状況はどうなっているのか、今後、起債の返済も増え、先のことも見据えてやっていかないと、住民に対しても結果を発信するだけでなく、細かく情報を提供し周知徹底するためにも、随時情報を発信していただきたいなどたくさんの意見が出されました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽中部消防組合議会、小西 啓議員。

○相楽中部消防組合議会議員（小西 啓君）

相楽中部消防組合議会報告をいたします。

2月15日、消防本部において、令和5年第1回定例会が開催されました。

初めに、河井管理者から、新庁舎造成・斜面安定化対策工事の入札を昨年10月28日に執行し、議決後、11月26日から工事に着手している。造成工事の期間は、11月30日まで予定されており、その後、建築工事に入り、令和7年度の竣工に向け進めていく。

4月1日付で消防職員5名を採用し、人材の育成に努め、業務に不可欠な救急救命士や予防技術検定等の資格取得についても養成を進めていく。

また、令和4年の管内の災害状況について、火災件数は49件、4名の死者が発生。救急出動件数は4,125件、搬送人員は3,937人で、昨年より増加していると報告されました。

続いて、組合議会構成議員が変更したことにより副議長の選挙が実施され、指名推選により笠置町の西議員が選出されました。また、任期満了に伴う監査委員に木津川市の高瀬哲也氏を再任され、同意いたしました。

続いて、議案の審議に入り、個人情報保護に関する法律施行条例の制定、情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正、情報公開条例や職員定数条例、任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、賛成者全員で可決いたしました。

また、20年以上経過している中部消防車の購入についても、賛成者全員で可決しました。

次に、令和5年度一般会計予算について、予算総額35億8,240万円、対前年度比16億850万円の増額となりました。増額の要因は、新庁舎建設に伴う工事費や中部消防車の更新整備などによるもので、質疑・討論のあと、採決の結果、賛成者多数で可決いたしました。

最後に、議員発議として、組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、賛成者全員で可決いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、山城病院組合議会、畑 武志議員。

○山城病院組合議会議員（畑 武志君）

それでは、国民健康保険山城病院組合議会定例会の報告を行います。

令和５年２月９日９時３０分から開会されました。

今回新たに当組合議会議員に坂本英人議員が選出されました。

次に、諸般の報告では、管理者から本会議の提出議案の説明がありました。

続いて、一般質問に入り、木津川市の宮嶋良造議員から、「ハラスメント根絶のために」「新型コロナウイルス感染症の「５類」引下げは妥当か」について質問がございました。

同意第１号では、公平委員会の委員の選任についてで、当組合公平委員会委員の任期満了に伴い、引き続き、公平委員として選任したいので、同意をお願いするもので、挙手全員で同意されました。

承認第１号では、専決処分の承認を求めることについて、医療過誤による治療に要した費用及びその間の休業に対する補償について専決処分をしたもので、挙手全員で承認されました。

第１号議案では、国民健康保険山城病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、令和５年４月の回復期リハビリテーション病棟開設に向け、一般病床数の増等の改正を行うもので、これについても挙手全員で可決されました。

第２号議案では、国民健康保険山城病院組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてでございます。地方公務員の定年引上げに伴い、定年等に関する条例の一部改正、その他関連条例の規定整備及び再任用に関する条例の廃止を

行うもので、挙手全員で可決されました。

第3号議案では、国民健康保険山城病院組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の開示請求及び行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を定めるものであり、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

第4号議案では、京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例について、「個室 トイレあり（4部屋）」の使用料は現行の個室使用料を、「個室 トイレなし（2部屋）」の使用料を新たに設定し、また、新生児聴覚スクリーニング検査の検診料を公費補助額と同額とする改正を行うもので、挙手全員で可決されました。

第5号議案では、令和4年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第2号）についてでございます。収益的収入及び支出の増額補正並びに資本的収入の減額補正等を行うものであり、挙手全員で可決されました。

第6号議案 令和4年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）についてでございます。収益的収入及び支出の増額補正を行うもので、収入は、京都府原油価格・物価高騰対策緊急支援事業交付金等の交付により277万4,000円の増額補正を行うもので、支出は、電気料金等の高騰に伴う光熱水費の増のため、392万4,000円の増額補正を行い、挙手全員で可決されました。

第7号議案では、令和5年度国民健康保険山城病院組合事業会計予算についてでございます。4月に開設する回復期リハビリテーション病棟稼働に伴う業務の予定量の増加等を踏まえた収支均衡予算を編成され、予算規模については、事業収益、費用共に93億8,537万7,000円、挙手全員で可決されました。

第8号議案では、令和5年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計予算についてでございます。年度当初から入所定員66名での稼働となることによる減収や給与費の増加等が見込まれることから、赤字予算を編成され、予算規模は、事

業収益４億４,２６４万１,０００円、事業費用５億１,１２８万６,０００円等でございます。挙手全員で可決されました。

以上、同意１件、承認１件、議案８件について全て可決され、閉会されました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、相楽郡広域事務組合議会報告について、私、岡田泰正が議長席より報告をいたします。

相楽郡広域事務組合議会報告を行います。

２月１５日、大谷処理場会議室において、令和５年第１回定例会が開催されました。

初めに、杉浦代表理事から、主な取組について、議会業務報告や大谷処理場精密機能検査報告書の資料の配付をもって報告がありました。

一般質問では２名の議員から、「相楽地域の住民の生活や財産を守るために」、「高まる本組合の役割」などについて質問されました。

続いて、議案の審議に入り、４月１日から組合の名称を「相楽郡広域事務組合」から「相楽広域行政組合」に変更することに伴い、関連する条例の整理に関する条例の制定や相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例・基金設置条例の廃止、職員の定年等に関する条例や分担金条例の一部改正、し尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約など６件について、賛成者全員で可決いたしました。

また、令和５年度一般会計予算について、予算総額２億８,７００万円で、質疑の後、賛成者多数で可決しました。

このほか補正予算も審議され、賛成者全員で可決いたしました。

以上、報告といたします。

続きまして、京都地方税機構広域連合議会、藤井清隆議員。

○京都地方税機構広域連合議会議員（藤井清隆君）

それでは、京都地方税機構の議会報告を行います。

京都地方税機構議会定例会は令和５年２月１日、ホテルルビノ京都堀川にて開催されました。

初めに、議員の異動報告の後、第５号議案議員選出監査委員案件が提出され、宇治田原町の山内実貴子議員が選出されました。

続いて、広域連合長による第１号から第４号までの議案が説明されました。

第１号議案は、令和５年度京都地方税機構一般会計予算、歳入歳出２３億１，０８２万８，０００円。

第２号議案 令和４年度京都地方税機構一般会計補正予算（第１号）歳入歳出１億８，８７８万５，０００円を追加し、総額２５億２，１５８万１，０００円とするものです。

第３号議案 個人情報保護に関する法律施行条例制定の件、第４号議案 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備などに関する条例制定の件、以上が第４号です。

以上の説明の後、一般質問が行われ、舞鶴市の山本治兵衛議員が「償却資産に係る課税事務の共同化について」、また、向日市の山田千枝子議員が「物価高騰による府民への影響について、換価の猶予の周知について」などの質問をされました。

次に、府議会の光永敦彦氏による第３号、第４号に関する質疑の後、討論が行われ、長岡京市の広垣栄治氏による第１号、第３号、第４号の反対討論があり、続いて、井手町の脇本尚憲氏による賛成討論が行われました。

採決の結果、第１号・第３号・第４号議案は賛成多数で可決され、第２号は全員賛成で可決されました。

最後に、第６号議案、議員提案による京都地方税機構議会個人情報保護条例が笠置町の松本俊清議員により説明され、採決の結果、全員賛成で可決されました。

以上で、この日の会議を終わりました。

以上、報告を終わります。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、京都府後期高齢者医療広域連合議会、井上武津男議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会議員（井上武津男君）

それでは、私のほうから、京都府後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

本議会は、令和５年２月１０日午後１時３０分から、都ホテル京都八条地下１階陽明殿で開催されました。

初めに議長の挨拶があり、議席の指定、会期の決定、諸般の報告の後、発議第１号（議員発議） 京都府後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定については、賛成多数で可決。

次に、当日の議案第１号から同意第１号までの上程を広域連合長により説明され、久御山町の巽悦子議員、京都市の井上けんじ議員により一般質問があり、理事者側の丁寧な応答により終了。

議案第１号 京都府後期高齢者医療広域連合職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等に関して必要な事項を定める必要があるため、関係条例について所要の改正を行うもの、全員賛成で可決です。

議案第２号 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、令和３年５月に交付された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第５１条による個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律が令和５年４月１日に施行されることに伴い、その施行に必要な事項を定めた条例を制定するもの、附則において、個人情報保護条例を廃止するとともに、同条例に係る経過措置を設けるもの、賛成多数で可決。

議案第３号 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の

施行により、個人情報保護に関する法律の一部改正及び当該改正に伴う同法の施行のため条例の制定に伴い規定を整備する等の必要があるため、所要の改正を行うもの、賛成多数で可決。

議案第４号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、経済情勢を踏まえた低所得者に対する保険料の負担軽減を図ることを目的とする高確法施行令の一部改正に基づき、５割及び２割軽減の所得基準額を引き上げることとするため、所要の改正を行うもの、全員賛成で可決。

議案第５号 令和４年度一般会計補正予算（第３号）は、補正額７，４７５万６，０００円で、総額１２億４，０６０万７，０００円から１３億１，５３６万３，０００円に補正。歳入は、国庫支出金（長寿健康増進事業に係る特別調整交付金）財政調整基金の取崩しによる増等、歳出は、市町村が実施する長寿健康増進事業に対する補助金による増等、全員賛成で可決。

議案第６号 令和４年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、補正額５３億６，１９５万６，０００円で、総額３，８６９億５，９９０万８，０００円から３，９２３億２，１８６万４，０００円に補正。歳入は、前年度繰越金の増等、歳出は、令和３年度の療養給付費負担金等の精算による返還金の増等、全員賛成で可決。

議案第７号 令和５年度一般会計予算は、予算総額１７億４，０５１万９，０００円で、歳入は、市町村からの分賦金、事業経費に係る国・府支出金支出金等、歳出は、事務局運営や事業に係る経費等、賛成多数で可決。

議案第８号 令和５年度後期高齢者医療特別会計予算は、予算総額４，０２７億１，１１４万５，０００円で、歳入は、被保険者の保険料、法定の国・府負担金及び市町村負担金、協会けんぽ・国保等の保険者からの支援金等、歳出は保険給付費等、賛成多数で可決。

承認第１号 専決処分の承認については、権利の放棄によるもの、全員賛成で可決。

同意第１号 公平委員会委員の選任については、令和５年２月１２日任期満了に伴

う選任、米田泰子氏（京田辺市公平委員会委員）、任期 令和５年２月１３日から令和９年２月１２日、全員賛成。

この後２件の請願があり、２件とも不採択で、この日の日程全て終了いたしました。

以上報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時１７分～午前１０時３０分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み１時間以内といたします。再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、高山豊彦議員。

○２番（高山豊彦君）

皆さん、おはようございます。公明党の高山豊彦でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私から、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

令和５年度は、住民待望の府道宇治木屋線（仮称）犬打トンネルも完成を迎える予定となっており、本町のまちづくりとしても大きな転機となる年でもあります。また、トンネル完成を見据えて策定された第５次総合計画も３年目に入ることから、計画されている事業についても次のステージへ推し進めることが重要と考えます。そこで質問をさせていただきます。

まず、大きな１点目です。お茶観光を軸とした交流の郷の取組について。

（１）昨年１２月議会において「茶産業を維持するための具体的な取組」について

の私の一般質問に対して町長から、「茶源郷エリアの充実・整備を進めていく取組を検討していく」との答弁をいただきましたが、具体的にはどのようなことについて充実・整備をされるお考えかお尋ねをいたします。

（２）令和３年１０月から、厚生労働省の「地域雇用促進活性化推進事業」の地域重点分野として取り組まれている①和東茶地域ブランドの促進、②就農及び都市圏からの移住促進、③茶産業の６次産業化による商工業活性化等の取組状況と、茶葉や家庭残渣を活用した完熟堆肥によるアグリビジネスの取組についてお尋ねをいたします。

大きな２点目です。環境と共生した生活スタイルの確立について。

本年の「れんけい２月号」に、相楽東部広域連合議会令和４年第３回定例会において「ごみ処理の方向性」についての一般質問に対して、連合長として、「現状では、民間委託を継続する選択肢しか残っておらず、委託に係る経費がなるべく上がらないよう慎重に準備していきたい」との答弁をされていますが、経費削減に向けて現在の取組状況についてお尋ねをいたします。

大きな３点目です。公共交通システムの充実についてでございます。

これにつきましては、このたび長年困っておられました住民の方に対しまして、W a z C a r の運行で柔軟に対応いただきありがとうございます。

（１）茶源郷乗合交通（W a z C a r）の運行期間は３月２４日までとなっていますが、その後の計画についてお尋ねをいたします。

（２）奈良交通による湯船地区までの運行は本年３月末までと聞いていますが、４月以降の湯船地区の交通手段の考えについてお尋ねをいたします。

（３）（仮称）犬打トンネル開通を見据えた新たな路線の取組状況についてお尋ねをいたします。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

高山議員の一般質問に答弁させていただきます。

最初に、１．お茶観光を軸とした交流の郷の取組について。

（１）であります。昨年１２月議会において「茶産業を維持するための具体的な取組」についての私の一般質問に対して、町長から「茶源郷エリアの充実・整備を進めていく取組を検討していく」との答弁をいただきましたが、具体的にはどのようなことについて充実・整備をされるのか、についてでございます。

「和束町第５次総合計画第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「お茶観光を軸とした交流の郷」として、基幹産業である「お茶」と観光・交流の連携をさらに強化し、６次産業化の推進など、和束ブランドの形成を含めた「まち全体がお茶のテーマパーク」という考え方により施策を展開するとともに、（仮称）犬打峠トンネル開通で新たな人と物の流れが見込まれることから、これを効果的に受け止めるための対策について方向性が示されております。

まずはその中心といたしまして、グリーンティ和束、和束運動公園一帯の交流拠点エリアを基盤としながら、本町の産業、文化、歴史等を生かし、地域の魅力を一層発信できる拠点としての充実、また、官民が連携し、新たな民間事業者等が活躍できるような土台となる環境づくりを進め、地域の活性化につながればと考えます。そのため関係機関や地域全体の発展を目的とされている組織等と協議・連携する中で、今後施策を具体化していきたいと考えています。

次に、２．環境と共生した生活スタイルの確立について。

本年の「れんけい２月号」に、相楽東部広域連合議会令和４年第３回定例会において、「ごみ処理の方向性」についての一般質問に対し、連合長として「現状では、民間委託を継続する選択肢しか残っておらず、委託に係る経費がなるべく上がらないよう慎重に準備していきたい」との答弁をされておりますが、経費の削減に向けての現在

の取組状況について質問いただきました。

これについては、これまでからごみのリサイクルを大事にして、本当にごみは資源化をしていかなきゃならない。これは和東町だけやなしに全国全て今、取り組まれている大事な内容であろうかと思っております。

和東町におきましても、生ごみを焼却所へ持っていつているわけですから、この経費を落とすためにも、生ごみにするんじゃなく資源化するということで、やはり堆肥化の促進をしていこうということで、今、財団法人活性化センターのほうへ委託しております。

そして、その中で農家と住民とタイアップしながら、協働しながら堆肥化を推進していこうということで、コンポストを買っていただくなり、また、貸与をして一緒に取り組んでおります。今、一緒に取り組んでいるのが45人ほどでありますので、これを多く広めて全世帯に持っていくと、これが大事だろうというように思っておりますので、まず私は今のところは、そうした取組の方向性をきちっとしていかなきゃならない。これからは住民にご理解をいただきながら、さらにこれが多くの方に取り組んでいただける。そして、和東町の有機農業法というのは変わってくるだろうと思います。

また、こういった取組を通じて、今、高齢の方が生きがいを通じて畑で野菜づくりをされて、そして交流の郷で販売され、住民のほかの方とも交流されているわけなんです。そうした楽しみがさらに増えてくる、そういったことによって生きがい対策のためにも資源化するための堆肥化を促進し、この取組を広めてまいりたいと思います。

何よりも焼却している生ごみを減らすというのが大事で、これはこれからのSDGs社会に向けての大事な取組だと思っておりますので、これから一層力強くこの事業については推進してまいりたいと思っております。

これまでのリサイクルを徹底する。いわゆる選別してリサイクルというのを前段と

しては当然のことではありますが、特に生ごみにはそういうことで取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

次に、３．公共交通システムの充実についてであります。

（１）茶源郷乗合交通（W a z C a r）の運行期間は３月２４日までとなっているが、その後の計画はについて答弁いたします。

茶源郷乗合交通（W a z C a r）につきましては、利用者の減少が続く奈良交通バス和束木津線の利用改善とバス停から離れた公共交通空白地域の住民の移動手段の充実を図るため、昨年９月末より民間事業者へ運行を委託し、実証実験を開始しました。これまでに約１５０名の方が利用登録をされ、累計３００回以上のご利用をいただいているところでございます。

今年度は実証実験期間を３月２４日までとしています。まだまだ利用者が少なく、この先、持続可能な公共交通として本格運行するには効果検証が十分とは言えないため、期間を４月１日から１年延長し、来年３月までにする計画で、必要な予算を本議会に提案させていただきます。

今後、住民を対象としたアンケートやワークショップ等も行い、住民の皆様にとって最も利用しやすいサービス内容を検証していくのに加えまして、運行主体につきましても行政に限定するのではなく、地域で活動している民間事業者や地域団体等が主体となることも視野に入れて、新たな地域の雇用創出にもつながるよう取組を進めていきたいと考えております。

高山議員からいただきましたほかの質問、具体的事業にかかる内容等につきましては担当課長の方から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員からの一般質問に答弁をいたします。

私からは、１．お茶観光を軸とした交流の郷の取組について、（２）令和３年１０月から厚生労働省の「地域雇用促進活性化推進事業」の地域重点分野として取り組まれている①和束茶地域ブランドの促進、②就農及び都市圏からの移住促進、③茶産業の６次産業化による商工業活性化等の取組状況と茶葉や家庭残渣を活用した完熟堆肥によるアグリビジネスの取組状況についてであります。

事業の取組につきましては、基幹産業である茶産業を軸に、茶業に観光や新たな農業等を加え６次産業化を推進し、新たなアグリビジネスを生産者だけでなく、地域の様々な方々が担い手となり、経済活動を通じて雇用の創出、移住・定住につなげていくことを内容とされており、取組を進められているところであります。

その取組を進めるに当たりまして、ご質問の中にありましたそれぞれの地域重点分野を掲げられ、それぞれの分野ごとの地域事業者向けセミナーや地域求職者、起業・創業を目指す方々へのセミナーを年間１０講座１００回程度開催されています。令和４年度には、１月末現在でございますが、延べ地域事業者１５８社、地域求職者１０１人の方が受講をされ、雇用創出予定人数といたしましては４０人の状況とのことであります。

また、セミナーで学んだことを実践で生かせるように経営等の専門アドバイザーなどを委嘱し、地域事業者の事業拡大や新規事業等の伴走支援も実施されています。その伴走支援につきましては、すぐに顕著に成果が出るものではありませんということでしたが、支援事業者の中には今年度赤字経営から脱却した事業者や客単価が増加した事業者、ＳＮＳのフォロワー数が増加した事業者など、実績も出始めているという状況ということでございました。

また、それぞれの地域重点分野での取組に当たりまして、関係組織への参画や連携、環境づくり等が行われております。様々な課題もあり、苦慮されている中、地域の

方々と議論等を行われております。

完熟堆肥によるアグリビジネスの取組状況に関しましては、和東町活性化センターと連携しながら行われており、現状は４５件の協力があり、コンポストを設置し、食物残渣等を堆肥に変える取組を進め、自然由来の材料による完熟堆肥の生産が行われております。

実証栽培もされており、堆肥について近郊の農業者等から問合せがあるということでした。しかしながら、これからのこととして、現状の堆肥舎の規模が小さく、絶対数が足らなくなることが課題とのことでありました。

この取組は、環境、ＳＤＧｓの取組でもあり、さらに現在、有機農業への転換が言われていることから、この取組を加速させていきたいとのことでありました。

また、来年度からは食育の一端を担うべく、和東中学校と協働での取組を始められる予定と聞いているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長、答弁。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

高山議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、初めに、３．公共交通システムの充実について、（２）奈良交通による湯船地区までの運行が３月末までと聞いているが、４月以降の湯船地区の交通手段の考えはについてでございます。

奈良交通が運行します路線バス和東木津線につきましては、年々続く利用者減少に伴う経営赤字の改善と利用実態に応じた効率的な運行体制を見直すため、現在の加茂駅から和東町小杉までの運行系統を廃止し、新たに加茂駅から和東町原山までの運行系統を設置することで、去る１月１９日に和東町地域公共交通会議に諮らせていただきまして、委員の皆様の承認を得て決定したところでございます。

これにより、湯船地区が公共交通空白地となることから、４月以降につきましては、先ほど町長より答弁させていただきましたW a z C a rを毎日運行させていただきまして、住民の皆様からのお声もお聞きしながら、運行サービスの充実を図っていきたいと考えております。

なお、加茂駅まで行かれる場合につきましては、和東小学校前バス停でバスへの乗り継ぎが必要となるため、待ち時間などご不便をおかけすることになりますが、バス停での待ち時間が極力発生しないよう、予約時のご案内を丁寧にさせていただきたいと考えております。

次に、（３）（仮称）犬打峠トンネル開通を見据えた新たな路線の取組状況はについてでございます。

和東町をはじめ相楽東部地域にとって（仮称）犬打峠トンネルの開通は国土幹線と直接つながるインフラ整備でありまして、広域的なアクセシビリティが大きく向上することになり、これまで分断を余儀なくされていた京都・宇治・城陽地域が直接結ばれることで住民の利便性の向上に加えまして、これまでになかった様々な交流が期待できます。

和東町にとって大変重要なこの機会を逃さないため、京都府に対し、これまでになかった京都府南部地域の市町村が公共交通について意見交換や連携などを検討する場を設けていただくよう要望していたところ、去る２月２７日に京都府山城広域振興局の主催で山城地域公共交通に関する連絡会議を開催していただき、初回の会議では各市町村が抱える公共交通の課題に対しまして意見交換を行ったところでございます。

新たな路線の開設に向けましては、和東町の住民の皆様の利便性の向上はもちろんですが、持続可能な路線として安定的な運行が継続できるよう、他の自治体の公共交通などとの結接や利用者が確保できる運行ルートの実現等につきましても、路線の運行を担います民間のバス事業者などの協力も得ながら進めていく必要があると考えております。

（仮称）犬打峠トンネルの開通によるインパクトを町の発展に最大限生かせるよう、和束町の公共交通システムを住民の皆様と共に充実してまいりたいと考えております。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

それぞれご丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございました。

まず、初めにですね、地域公共交通システムについてもう少しお尋ねをしたいと思っています。

今回、湯船地区につきましては、W a z C a r のほうで運行いただくということで、便数としては、今までの奈良交通のダイヤに合わせた運行になるのか、また、それ以外の時間帯ですね、予約をすれば利用が可能なのかどうか、その点について教えてください。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

ただいまの高山議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、4月以降の便数につきましては、原山発加茂行きにつきましては、平日13便、休日12便、平日につきましては1便の減になります。

また、加茂駅発原山行きの便数についてですが、平日・休日ともに11便となりまして、それぞれ1便の減となります。こちらの便数の減につきましては、経営改善も図る観点から、皆様のご利用状況を年間で奈良交通と共に分析しまして、最も利用者が多い、また影響が少ない便ということで改善をさせていただきました。

また、各バスへの乗り継ぎに関してですが、こちらにつきましては、特に朝の便につきましては、平日7時から、小中学生また一般の通勤の利用ということで、午前7

時から8時の間、和東町小杉の上がったところの湯船の中山という新たに設けましたバス停のほうから小学校・中学校、そして和東山の家の方に便を2便、W a z C a rとして運行させていただきまして、小中学生はそれぞれの学校へ、また通学・通勤される方につきましては、バスへの接続もしくは職場への通勤という形で利用していただく形になります。

また、それ以外の時間につきましては、それぞれ適宜予約を電話・インターネット等で受け付けさせていただきますので、こちらで予約をいただく形となっております。

湯船地区につきましては、特にバスの廃止に伴いまして公共交通空白地となりますので、こういった部分の不便さを感じさせないような各地域の住民のニーズに応じまして改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

基本的には、通学も併せまして奈良交通のダイヤに合わせて運行する。それ以外につきましても、住民の方の予約状況に応じて運行いただくということかというふうに思います。

やはり路線バスがなくなるということになれば、湯船地区の住民の方にとっては非常に不便な状況になるわけですから、そこはまたしっかりと住民の方のご意見もお聞きいただいて対応いただきたいのと、また、予約につきましても、来年度は台数も1台で運行ということもあるかと思いますが、なるべく柔軟な対応でいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、新たな路線につきましても、今、府のほうで連絡会議が立ち上げられたということでございます。そこはしっかりと本町の特色を生かしたもののPRをお願いしたい。

宇治方面から来られる方が宇治田原で止まらないように、やはり宇治茶の主生産地は和束なんだということをPRしていただいて、トンネルを抜けるとすばらしい景色があるよというようなPRをお願いしたいなと。そのことによって、宇治茶の観光に来られた方が和束まで来ていただけるような働きかけをお願いできたらと。そのことによって利用者の拡大にもつながっていくんだろうというふうに思いますので、そこはよろしく願いいたします。

次にですね、まず、初めの茶源郷エリアの充実についてでございます。

これにつきましては町長のほうから本当に熱い思いで語っていただきました。やはりそのとおりだと思いますし、これからまた具体的に検討いただくということでございますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

今回この質問をさせていただくに当たりまして、和束茶ブランドのブランディングに関わっていただいている方とちょっとお話もさせていただきました。その中で、今回こういった事業の中で8社ほどが協力させていただいていいですよと、店舗を和束のほうに出してもいいですよというふうにおっしゃっていただいているということをお聞きしました。ですから、また万博の関係ですね、それにつきましても関係するホテルがこのブランディングについて協力させていただいていいよというようなことも確認をされているということですから、やはりこのチャンスを逃す必要はないなというふうに思ってます。ですから、しっかりとそこは町としてもこの事業を進めていただけるように、また、それぞれの団体の中でいろいろな取組をしていただいていますけれども、そこをしっかりと支援していただきたいと思います。そのあたり町長いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今ありましたように、この機会に和束茶ブランド、また和束町のブランドをきちっ

と発信していくことが大事だと思っております。それが和東町の活性化にもつながる。また基幹産業である茶業の振興にもつながりますので、ここはきちっと進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほうをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

1点確認なんですが、茶源郷エリアには先ほどございました和東茶カフェ、また交流ステーション、和東の郷がございます。これは住民の団体の方が運営されているというふうに思いますが、和東茶カフェや交流ステーションのこの事業につきましては、観光や町内外の方の交流の場、また、お茶産業なりいろんな産業を発信する場所ということだと思います。そのために町のほうとして取り組まれてですね、そして、実質の運営につきましては、それぞれの団体のほうで行っていただいているというふうに私、認識しているんですが、そのとおりでいいのかどうか、農村振興課長、どうですか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今ございました、まず和東茶カフェにつきましては、一般財団法人エントランスが運営をされております。また、農産物直売所につきましては、和東の郷協議会が運営をされているところでございまして、両方とも交流拠点エリアといたしまして、情報発信機能、休憩機能、地域連携機能など役割を担う地域活性化の拠点として現在取組を進めていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

私が確認させていただきたかったのは、こういった事業については町がそういった事業として進められたのかどうか。運営についてはそれぞれの団体でやっていただいている。事業については町がやっていることですねということを確認させていただきたかったんですが、いかがですか、農村振興課長。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

事業につきましては、やはり地域の活性化において、関係機関の調整、地域の方々の意向調査、様々な多方面の課題等ございますが、町のほうにおきまして、やはり前向きな形で検討をする必要があると思っているところでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

町長にお尋ねします。

この事業の主体となるところは町でいいですね。町長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

こうしたことにつきましては、先ほど私が答弁させていただきましたように、やっぱり和束茶とか地域の発信をしていくことが軸にある。こういう発信とかそういう業

務は、振興業務とか合わせて町固有の大きな業務であると。だから、そういうことであるので、あの土地については公共施設であるわけです。それを利用してやっている。

ただ、やはりこれは受益者負担的な面もありまして、全部それでやるかとなってきますと、会員を募っておりますので、そういう人たちの運営については相応のご協力もいただきたい。そこでスタートいたしております。

それと、もう一つは、そういった事業に町の直営事業もありますが、国・府の事業も受けてやっている事業も一緒に導入しているものがありますので、そうした事業もこれから積極的に取り入れてやってまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

町としてそういった事業を進めていこうという中で、それぞれの住民の方の協力をいただきながら、今現在、運営をされているというふうに私は認識しております。

そこで、今回、SNS等なんかを見ておりますと、1月中旬から2月中旬までの間、和東茶カフェの厨房を改修されたということです。この改修費用につきましては、観光局ですか、観光に関わる国の補助制度を活用されたというふうに聞いております。ただ、私はですね、この後の問題なんです。補助制度はいいんですが、それ以外の分について、先ほど申しました和東茶カフェの運営については団体がやられているんですが、カフェ自体の建物は公の建物でございますし、そういったところの改修についてどうなのかなというふうに、私自身、今回の対応については疑問を感じるころがございます。

観光のことですから地域力推進課の対応になるんですが、今回、通告書は出しておりませんので、このことについての答弁は結構ですけども、今後その対応について

ぜひ検討いただきたいなというふうに思ってます。今の対応じゃなくて、やはり公の建物の改修ですから、それを踏まえて対応をお願いしたいなというふうに思いますので、そこはまたよろしく願いいたします。

次に、雇用促進協議会で取り組んでいただいている厚生労働省の地域雇用促進活性化推進事業についてです。

これにつきまして、昨年6月議会の中で一般質問をさせていただきました。町長のほうから事務局長のほうに具体的なことをお聞きいただけたらというようなご答弁をいただきまして、私も少し勉強させていただきました。

その中で、先ほど農業振興課長のほうからご答弁いただきました事業について前向きに取り組んでいただいているところではございます。来年度、令和5年度がこの事業の最終年度となるんですね。計画の中では特定地域づくり事業協同組合制度を活用して地域商社の設立など雇用促進協議会に代わる組織を立ち上げて、そこにそれぞれの取り組んできた事業を運営して引き継いでいこうというような計画になっているんですね。このことについて、本当に今の状況の中で、それがあと1年の中で可能なのかどうか、そのあたりについて、もう一度、農村振興課長、そのあたりをご答弁願えますか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

特定地域づくり事業協同組合制度につきましては、令和2年度にスタートした事業でございまして、目的は、雇用創出における移住定住を促進するなど、地域の活性化につなげることで安心して働ける雇用の場を提供し、働きやすい環境をつくるための事業でございます。

現在の雇用促進協議会につきましては、先ほどございましたとおり、来年1年で終

了ということになります。私的にも、この事業は雇用促進協議会が引き続き移行できるような体制になっていければいいなと思っているところでございます。そのあたりにつきましても協議会と話を今後進めていければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

まず、特に、この中にも茶源郷エリアを中心とした都市農村交流の推進というのがあるんですね。これは先ほど町長のほうからのご答弁いただいた内容かなというふうに思います。

それと、茶産業プラスワンですね、年間を通じて働ける基盤整備による雇用拡大ということがございます。それと、先ほどございました和束堆肥ですね、廃棄茶葉を活用した有機堆肥ということです。特にこのあたりを新たな事業につなげていけたらということだと思いうんですね。

先ほどこれは町長のほうからのご答弁をいただいて、ぜひ、これを事業化したいというようなお考えでございました。そのことについて、町長、答弁お願いできますか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

雇用促進協議会があと1年で、後どうするのかと、そういうことで雇用促進協議会の事業の重きを置いているのが伴走支援というのを置いてます。それは企業とか農家とか、今、申されたいろんな団体も含めて一緒に考えていこうということで、一緒に考えたところで新たな組織の支援団体というのが、総務省が言っている先ほどの組織

なんですね。その事業というのを受けたら、これは半分は国と一緒にやりますので、団体と一緒に新たな組織の共有をしていかなきゃならんと。伴走支援をしながら組織を見出す、今、言われた堆肥であったり、お茶農家であったり、茶の新しい6次産業化をする企業であったり、そこと一緒になって団体をつくる。そして、引き継げたらということで、雇用促進協議会には方向性を示させていただいています。そういう方向性の下に、雇用促進協議会の事業計画には、今、申された内容を中心に置いて頑張ってください、そのように取り組んでいるところでありますので、その点ひとつご理解いただきたい。

期間が限られておりますので、このところの事業を理解してやらないと時間だけたってしまうので、ここはロスのない取組方が大事であろうという認識を新たにしていきたいと思います。

先ほどいただいた質問ですけれども、和東町の取組というのは、総合計画も創生事業についても住民との協働というのが一番大きな根本になっております。だから、和東茶カフェも住民と協働しております。そして、和東町の方針の下にこういう施設をしたいという考え方を持って、和東町を中心に考えられる施策の改良とか、そういったものについては和東町が全額持っていかなきゃならんと思うんですね。それを負担しなさいというのはいかなものかと。

ただ、住民と協働するときに利用していただいている方に、今ならエントランスから、こういうふうにしたい、ああしたいという話があるときに、それをなるべく実現したいということで、共同事業体と和東町と一定協議をします。協議が整って、一定、補助事業を取ってきます。また、それをうちのほうで持たせてもらいまして、協議が整ったときには私はそれもありきだと思っています。その中でなるべく負担のないように私たちも努力はしていかなきゃなりません、和東町の方針どおりいく場合は全てなんですが、これは利用されている方がこうしたいという内容を受け入れて改良していると。

あそこで食料提供ですか、何かやりたいと、事業を拡大したいというやつを受け入れて、そしたらこういう事業でやりましょうと。そしたら観光も増えてくるし、交流も促進されるということで、話し合っただけの結果だと思ってます。

今後は、今、高山議員が言われたような趣旨で十分理解して、なるべくなら行政でできることは行政でやりたいと思いますが、そういう実態だということでご理解いただいて、よろしくお願ひしたいというように思います。

今後ともいろいろと取り組んでまいります、その辺のところも含めて考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

先ほどのカフェの工事につきましては、一つの住民協働の例としてお話をさせていただきました。やはりそういったいろんな形でご協力いただいている住民の方がいらっしゃる中で、これは和束町のそういった様々な事業を前に進めるために協力もしていただいているというふうに思いますから、今回この補助事業として採用していただいた。それはそれでありがたいことなんですが、それより深めて支援がいただけたらなというふうな思ひを私自身は持ったものですから、今回このような質問をさせていただきました。

次にですね、ごみ減量化についてです。これも町長のほうからございましたが、私、この2月3日に雇用促進協議会の地域支援循環による完熟堆肥の基本と栽培を学ぶ講座として、先進地域であります鳥羽市のリサイクルパークのほうに視察に行かせていただきました。また、明日は環境美化推進委員会として三重中央開発のほうに視察に行かせていただく予定をしておりますけれども、鳥羽市のほうではですね、市の一定の援助を受けながら様々な不要なごみなり、また不用品等受入れをされて、リサイクルパークの中でリユース、またリサイクルをされているという活動をされておられま

した。

本町も、ある住民の方から、和束町ではリサイクルセンターがないねというお話を聞かせていただきました。今、空き家も多く増えてきておりますし、また、国のほうでは空き家対策として、早めの解体なり、いろんなことも国のほうでも進めようとされているわけですね。その中で出てくるのは、使用可能な家具の問題というのはあると思うんです。今現在は、和束町の場合は、利用可能なものも含めて粗大ごみとして全部処理をされているわけです。これをそういうリサイクルできるような、またリユースできるような形で取り組むことによってごみの減量化につながっていくんじゃないかなと思います。

それと、先ほどの生ごみの問題ですね。これは鳥羽市のほうではこれを中心に進めておられました。ですから、本町としてもそういうようなリサイクルセンターというようなものを設置して、そしてそういう不用品であるとか、また食品残渣の堆肥化も含めて、その中で事業を起こせたら雇用も生まれますし、また、ごみの減量にもつながっていくんじゃないかなというふうに思いますが、そのあたり、町長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ごみで成功されている先進地で有名な四国の上勝町は、エリアを決めて、物すごい種類を細かく分別されているのがあります。これは早くから取り組まれております。

そして、今、言われますように、リサイクルを図ろうということで、利用できるものはリサイクルを図っていこうというのは大事なことであります。和束町でも徹底したことはできませんけども、業者委託的にリサイクル機能のセンターというのは民間委託で町は持ってないんですけども、そういうことがあります、それは分別を徹底しているというだけのことでありますので、今、質問がありましたように、さらにそ

れを再利用のほうへ促進させていくという機能がもう少しこれからの課題だろうと思っております。

いずれにいたしましても、ごみを出さないというのが大事ですので、リサイクルの徹底とこれからの課題ですね、そして生ごみの堆肥化といいますか、そうしてくると、上勝町ではないんですけども、ごみはゼロになる、資源になる。だから、私は、ごみはなるべく資源になるようにしていくことが大事だと。この考え方の取組はこれからもいろいろと先進事例を学びながら、また何が和束町が取れるか。

和束町は広いところでありまして、ごみは持ってきて自分たちで分けなさいよということをしたかて住民の皆さん方が大変だと。和束町は高齢化もしてきてますし、いろいろ大変な課題も抱えております。そういう中で、和束町ではどうしたほうが取り入れられるかということも含めて、今後は検討していく大事な内容であろうと私も認識いたしております。

先ほども答弁させていただきましたように、方向性としてはSDGsというのが世界の流れでありますので、何でも捨てるじゃなしにやはり有効利用していく。そして、資源を資源にする、ここのところの精神の下に取り組んでいくことが大事だと思っておりますので、今後そういう考えの下にいろいろと検討してまいりたいと、このように思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

まさに今、SDGsの取組ということで、今回の第5次総合計画の中にも、私も大分この計画を策定するに当たって、SDGsの理念を取り入れた計画をとということで訴えもさせていただきました。その中で計画を立てていただいたわけですがけれども、こういう自然環境豊かな本町でありますから、そういう豊かな環境の中でどうごみ減

量に取り組んでいくのかということは重要なことだと思いますし、また、全国に発信していくにもアピールポイントになるのではないかなというふうに思いますから、ぜひ、ここは前向きに取り組んでいただけたらなというふうに思います。

このことによって、先ほど雇用促進協議会が進めておられる特定地域づくり事業協同組合制度ですね、こういったものが中心となりながら、堆肥とか、またごみのリサイクルなりをしていただくということも可能なのかなと。そうすることによって、これまでいろいろ議員の中から、シルバー人材センターのお話とかございましたけども、そういったこともそこで対応できていくんじゃないかなというふうに感じてます。

鳥羽市のほうでも、実際そこで活動されておられた方というのは、現役を卒業された方が多くいらっしゃいました。ですから、そういう意味でも、そういう雇用促進にもつながっていく、また、シルバー人材センターとしてほかの事業もそこでやっていけることにつながっていくんじゃないかなというふうに思いますし、ぜひ、ここは前向きに取り組んでいただけたらというふうに思います。

これまで様々な事業に取り組んでいただけてきたわけですが、また、これからも取り組んでいただくということですが、先ほども町長がおっしゃいましたけど、住民との協働の事業というのは、やはり住民にとってやりがい生まれる事業でもあると思いますし、また、これが成功すれば町の活性化にもつながっていくものだと思いますから、そこは進めていく形で私も大賛成な取組だというふうに思っておりますが、これが進め方によっては住民の方から不安や不満につながっていくことにもなっていくかなと。そういう感情が出てくれば、せっかく今、協働ということで協力いただいている住民の方の協力を得られなくなってしまうというふうに思うんです。ですから、この事業を進めるに当たって、やはり町としてしっかりまちづくりにそういった支援もお願いしたいなというふうに思います。

そういうことで、様々な方にこれまでの事業の中で協力もいただけてきたわけですから、そういった関係を大事にさせていただきたいなというふうに思いますが、最後に

町長いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

繰り返しになりますけども、やっぱり和東町のまちづくりは住民と一緒にやってやらないと行政だけではなかなか進まない。これまでからも住民の取組を大事にしながら一緒にやってまいりました。そういうことを考えますと、今ご質問がありましたように、住民とやらなきゃならんという盛り上がり的大事であると。これは火が消すような状態であれば、そういう方向を示したかて駄目ですから、やっぱり一緒にやって燃えていけるようなまちづくりというのが大事だと。

そういう意味では、和東町としてもその方向性をきちっと発信しないと、どこをどうしてんねんと分からんようでは協力もできない。大事なことは、やっぱり住民と同じ方向性をきちっと見ていくと。

それも先ほど堆肥の件で一部述べましたが、これはこうなんだということを住民と共有して、そして一緒に取り組むというのが大事であって、この内容についても、今45人の方に参加していただいておりますけども、もう少し広めていくということが大事であって、この事業の取組をさらにお知らせというんですか、住民にも知っていただく機会をつくっていくというのが私は大事だと思いますし、今、申されましたように、住民との協働を大事にするためには何が大事かというところをきちっと押さえてこれからも進めてまいりたいと。そうしないと、こういった物事は実現しませんので、やっぱり実現する方向で手段としては、いいときも大変なときも一緒に乗り越えていくという取組が大事だと思います。そこは住民との信頼であると思います。そこを大事にして頑張っていきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○ 2 番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

今おっしゃっていただきましたように、やはり住民との信頼関係の中で、より強い協働によって事業を前に進めていただき、また、それが住民にとってもやりがいとなり町の活性化につながっていく、そういう事業にしていいただきたいというふうに思いますし、また、そのことを期待いたしまして、私からの質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩します。

休憩（午前 1 1 時 2 6 分～午後 1 時 3 0 分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡田 勇議員から欠席の届けが出ております。

それでは、一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。一般質問を行います。

第 1 に、二度と戦禍を招かないために、岸田政権の戦争準備に反対をについて伺います。

先の戦争では和束町でも 3 0 0 人を超える戦死者を出し、戦争だけは二度と御免との教訓を胸に刻みながら、平和憲法の下、戦争しない、兵隊に取られない、そういった国として歩んできました。しかし、岸田政権は戦後の歩みを乱暴に覆し、戦争準備

を始めています。これは明らかに憲法違反であり、戦争の危険を広げ、生活・地域を破壊する敵基地攻撃能力の保有や防衛費倍増に反対し、撤回の要請を行われるべきだと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。答弁願います。

第2に、これまでの努力を踏まえ、子育て支援のさらなる充実をについて伺います。

私は、7期28年間の議員活動を通じて、子育て支援の充実について繰り返し取り上げさせていただき、この間、町も努力いただく中で、医療費や学校給食費の無償化など、全国や府内の市町村に先駆けて拡充がされてきたことは誇るべき前進であり、成果だと考えます。同時に、今、全国でも府内でも支援拡充が進む中で、さらに踏み込んだ取組が求められていると考えております。

そこで、今回、経済的負担の軽減に絞って4点提案させていただきます。

1点目に、義務教育での入学時負担や教材費等の経費など、残されている教育費負担の無償化を求めます。

今、子育て支援で最も求められているのが教育費負担の軽減です。最大の負担は大学や専門学校時の学費ではありますが、町が責任を負う義務教育においても残された負担がございます。今こそここに踏み込んだ支援を求めたいと思います。

2点目に、学童保育料の軽減、無償化の検討を求めます。

3点目に、高校生通学費補助制度の拡充を求めます。学校に辿り着くまでにかかる重い負担を宿命のように背負わせず、バス定期代の全額補助をはじめ鉄道定期や送迎への支援も含めた取組強化を求めます。

4点目に、医療費助成の対象を大学生等の年代まで拡充をされることを求めます。

次に、第3に、物価高騰対策を途切らせず、支援強化をについて伺います。

物価高騰が続き、暮らしへの影響がますます深刻化する中で、新年度当初から支援を途切らせずに強化することがどうしても求められております。町としてどう取り組まれるのか、まずは答弁願います。

その上で、町としてできることとして3点を求めたいと思います。

まず、水道基本料金免除の継続であります。

昨年7月から実施している免除措置が3月末で終了しようとしておりますが、物価高騰の影響が昨年よりも厳しさを増している中で、大幅値上げの100%実施はあり得ません。最低でも基本料金免除を継続されるべきではないでしょうか。また、下水道や汲み取り料金についても、改めて軽減措置を求めます。

次に、この間実施してきた商品券や燃油券の再支給を求めます。また、肥料代高騰が続く中で、最低限、昨年実施された補助を来年度も行うように求めます。答弁を願います。

次に、国保税の引き下げを求めたいと思います。全世帯の4割以上、全人口の4割近くを占める国保世帯、被保険者の負担軽減は町として大きな安心につながります。特に一律に負担がかかっている平等割、均等割の緊急的な軽減をぜひ検討し、実施されることを求めたいと思います。

第4に、介護保険の改善について伺います。

1点目に、高過ぎる介護保険料の引き下げを求めます。物価高騰や年金カット、医療費増で苦しむ高齢者にとって京都府下で一番高額な介護保険料は耐え難い痛みになっています。3年に一度の保険料改定は来年でありますけれども、緊急措置として保険料引き下げを直ちにされることを求めたいと思います。

2点目に、地域での在宅サービス基盤強化はどう進んでいるのでしょうか。前回の計画見直しの際、在宅サービスの貧弱さが課題となり、計画的な基盤整備を求めましたが、1年後の見直しを控え、どのように進めておられるか、答弁を願います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

岡本議員からいただきました一般質問に答弁させていただきます。

1. 二度と戦禍を招かないために、岸田政権の「戦争準備」に反対を、（1）憲法違反であり、戦争の危険と生活・地域破壊を広げる敵基地攻撃能力保有、防衛費倍増に反対し、撤回要請をの答弁をさせていただきます。

これは日本国、また世界の誰しものが平和を望んでおります。今こういった現況下においても、国の責任において国民の生命・財産で議論されております。私がこの場で答弁なりは控えさせていただきたいと、このように思います。

次に、2. これまでの努力を踏まえ、子育て支援のさらなる充実を、（1）義務教育での入学時負担、教材費等の残されている負担の無償化をについてでございます。

本町では、義務教育における子育て支援事業として、岡本議員もご承知のように、小中学校の給食費の無償化、修学旅行及び校外学習の保護者負担の無償化、また、通学バス定期券負担の無償化、義務教育を問わず、医療費についても実質無償化を継続し、実施しております。令和5年度からは、インフルエンザ予防接種の費用についても中学校卒業時まで支援をさせていただく予定で予算化をさせていただいたところでございます。

以前にも答弁させていただきましたように、相楽東部教育委員会、笠置町、南山城村で今後どのような施策が必要か、今後も議論、協議を行いたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、（2）学童保育料の軽減、無償化をについてであります。学童保育料は、従前、月額1万円徴収をさせていただいておりましたが、平成22年に7,000円に、また、令和2年に5,000円に減額させていただき、保護者負担の軽減を図っております。ご兄弟との複数名のご利用の場合は、年長の児童の学童保育料は半額にさせていただいております。子育て支援につきましては、ほかの事業との連携など、さらに模索してまいりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくをお願いいたします。

（3）高校生通学費補助制度の拡充をの答弁をいたします。

昨年３月の定例会でも同じご質問をいただいたかと記憶をしておりますが、３分の２の補助に拡充させていただいたのが令和２年度であります。令和２年度から令和４年度までの３年間の実績は、新型コロナウイルスの影響で自家用車の送迎利用が多く、公共交通の利用が極端に減少している結果となり、令和４年度の利用者を申し上げますと、高校生６７人に対しバス定期利用者が１６人と、約４人に１人しかバスを利用していない状況であります。高校生通学バス定期補助の拡充については、府道宇治木屋線トンネル開通後の公共交通再編の時期に高校生の通学経路を勘案して検討をさせていただきたいと考えております。

次に、（４）医療費助成の対象を大学生等の年代まで拡充をでございます。

子育てに係る医療費助成については、子育て環境日本一を掲げる西脇府政の下で、令和５年秋頃と聞いておりますが、京都府の助成制度である通院の自己負担上限額２００円とする対象を３歳から小学校卒業の１２歳までに広げ、子育て世帯の経済的負担をさらに軽減する制度を拡充されます。本町ではそれに先駆け、平成３０年度から医療費負担ゼロの対象を１８歳まで拡充しており、現在のところ、本町を含む３団体が現物給付無料となっている状況であります。

拡充をした背景として、財源としているすこやかエンジェル基金設置条例の「子どもたちが、いきいきと、たくましく、健やかに育つ環境づくりに資する」という設置目的に鑑み、今やほとんどの生徒が高校へ進学しているという状況の下、保護者において子どもの病気やけがの際の費用負担の心配をすることなく高校進学を選択できるということが、基金の設置目的にかなうとの観点から決断したものであります。

ご質問の対象年齢のさらなる拡充についてであります。高校卒業後は、一定程度、就職している状況にあり、親の保護下にある方、ない方、その中間的な方などが混在しており、この年代への拡充が基金設置目的にかなうかどうかということは議論の余地があると考えております。本町の次代を担う若者を支援するということは大変重要なことではございますが、ご質問の件については慎重に検討する必要があると考えている

ところであります。

次に、３．物価高騰対策を途切らせず支援強化を、（１）物価高騰の暮らしへの影響がますます深刻化する中、来年度当初から支援を途切らせず強化することが必要だが、どう取り組むのかについて答弁いたします。

物価高騰支援につきましては、世界的に感染が広がった新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻などが要因となり、世界的な経済不況が国民生活に大きく影響があることから、その対策として、和束町では、国の交付金を活用して令和２年度から住民生活の支援を重要施策として取り組んできました。令和５年度予算において、国の交付金対象事業として、物価高騰対策に係る市町村支援は計上されていないことから、それぞれの市町村が工夫をして対策を講じなければならないと考えています。

今後も機会ごとに、国、京都府等へ声を上げて要望をし、財政的な裏づけが確保できた段階で議会へ予算計上させていただきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、（２）水道基本料金の免除措置の継続を、下水道・汲み取り料金の軽減をについて答弁させていただきます。

水道料金の基本料金減免については、令和２年８月から１１月、令和３年２月、３月、令和４年７月から令和５年３月の３回実施させていただきました。令和５年４月以降については国の予算の裏づけがないことから、現時点で具体的な継続計画はしておりません。しかしながら、今回の高騰対策や生活支援対策を実施したことで、新たに見えてきた課題に対し令和５年度以降対策を講じられるよう、今期定例会で提案します令和５年度当初予算に計上し、計画を進めてまいります。

また、下水道事業につきましては、過日２月２２日、下水道委員会を開催し、下水道事業における現状と課題など説明をさせていただき、令和５年度以降も審議を重ね、一定の時期には、今後の方針を固める計画でございます。

続きまして、（３）商品券、燃油券等の再支給、肥料代補助の継続をについてであ

ります。住民生活や基幹産業であるお茶をはじめ町内の事業経営は、大きな影響を受けていると認識しております。先ほども申し上げましたように、今後の国の動向等を注視しつつ、実情に合わせた施策を講じたいと考えております。

次に、（４）国保税の引下げをについて答弁させていただきます。和束町国民健康保険税の税率改正につきましては、令和３年度分の国保税から適用ということで、医療分と支援分、介護分、それぞれ資産割の廃止をはじめ、所得割、均等割及び平等割全体について見直しを行い、新型コロナウイルス感染症拡大並びに医療費の動向等を見据えた改正をいたしました。

また、国民健康保険制度は、平成３０年度の制度改革により、都道府県単位の制度となり、京都府が市町村と共に国保の運営を担っており、国保事業費納付金及び標準保険料率の算定等を行い、協議会形式での市町村間の連絡調整、議論の場として保険料率についても、統一に向けた議論を重ねてきたところでもありますので、今後、京都府内における保険料率の統一化を見据えて、和束町国民健康保険運営協議会でもご議論をいただきながら見直しを検討していきたいと考えております。

次に、４．介護保険の改善を、（１）高過ぎる介護保険料の引下げをについてでございますが、全国的に社会保障が増大する中、昨今の物価高騰により日常生活において大変厳しい時期を迎えております。しかしながら、和束町の介護保険料については、３年を１期とした介護給付の計画に基づき、介護サービスに必要な費用などから算出し、所得に応じて決定されますので、現在の第８期介護保険事業計画において、引下げは考えておりません。和束町介護保険条例に基づく減免の規定などもございますので、これらを利用させていただきたく存じます。

以上、私から岡本議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

なお、ほかに質問につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、岡本議員の一般質問の答弁をさせていただきます。

大きい4番、介護保険の改善をの（2）在宅サービスの基盤強化はどう進んでいるのかについて答弁させていただきます。

年々高齢化率が上がり、全国的に介護保険サービスをご利用される方が増えてきていることはご承知のとおりかと存じます。和東町におきましても少しずつご利用者が増加しており、先ほど町長の答弁でもありましたように、この利用者の増加等を考慮し、第8期の介護保険事業計画を計画策定しております。和東町といたしましては、少しでも長く住み慣れた地域での生活が送れるよう、よりよい在宅での介護サービスの提供をと考えているわけですが、現在、和東町内にある介護サービス事業者の方々と連携を取りながら、人材確保や各種研修などをお願いしているところでございます。訪問リハビリや訪問介護など、町外の事業者などのご利用をいただいております。そのため情報提供や地域ケア会議などでの研修、情報の共有等を行いながら事業展開を行っております。

令和5年度においては、近隣の老健施設において短期の療養入所や通所リハビリ、訪問介護や訪問リハビリなどをされますので、さらなる連携を図っていきたいと考えているところでございますので、ご理解よろしく願いいたします。

以上、私から岡本議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、1番目のいわゆる戦争準備に反対をという点でありますけども、まず、町長

に伺いたいんですけども、今いわゆる岸田政権が敵基地攻撃能力の保有であるとか、また防衛費の倍増であるとかいうことを言っている根拠にしているのが安保３文書とされているやつですね。国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画という３つの文書があるんですけども、町長はこれを読まれましたか。読まれたかどうかだけ、どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

新聞等でも紹介されておりますので、知っております。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○７番（岡本正意君）

知っているというか、ちゃんと全部読まれたかということをおね、全てですよ。全部ここにあるんですけどね、もし全文を読まれてないのであれば、ぜひ読んでいただきたいと思うんです。

なぜかと言いますと、要するに、これは本当に明らかに戦争準備の戦略であり、計画だというふうに読めば分かると思います。必要最低限をはるかに超えた軍事大国そのものの、今、戦争をやってるロシアとかとほぼ同じような、それ以上の、戦争を放棄した平和憲法の国とは到底思えないような内容になっております。いわゆる各種高性能のミサイルの大量配備など、敵基地攻撃能力保有を軸にした大軍拡に５年で４３兆円をつぎ込んで防衛予算を倍増させるという計画なんですけど、ここにちゃんと書いてあります。住民の皆さんからいろいろ話を伺っても、今そんなことをすべきなのかという声が多く聞かれます。

そもそもこの数年間、コロナ禍や物価高騰、また、和束では基幹産業の茶業が相次いで晩霜被害等に見舞われました。また、最近の肥料代の高騰など、暮らしも生業も

大変苦境が続いていると。この5年でやるべき最優先というのは、こういった暮らしや生業の再建への支援強化ではないのかと。こんなときに大軍拡、戦争準備などやっている場合かと、こんなことにうつつを抜かしている場合かと、私はこれを読んで率直に思いましたけどね、町長もそう思われませんか。今後5年間でやるべきことは戦争のための準備ではなく、この間、傷みつけられた生活や生業こそちゃんと支援強化することこそ最優先だと。こんなときに大軍拡やってる場合かと、町長もそう思われませんか、どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

先ほども答弁させていただきましたが、今こういう現況下においてですね、今、申されたいろんな国際状況もありますので、国の責任においていろいろと議論されているわけでありまして。先ほども答弁させていただきましたように、そういったことについて控えさせていただきたいと、こういうことを申し上げました。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

町長、これを読んだら分かるんですけど、これは国の問題だけじゃないんですよ。いわゆる自治体との連携とか協力て書いてあるんです。関係ないことないんですよ。国が議論されてるから自分はコメントできないなんて言ったらいつの間にか戦争になりますよ。そのときも町長は、国のことなんでコメントできませんって言われますか。そうじゃないと思うんですよ。

この敵基地攻撃能力保有というのは、まさに戦火を招き入れる危険が大変大きいというふうに思うんですね。大変問題なのは、敵基地攻撃の発動による相手国からの報

復攻撃を受けて甚大な被害を受けることを想定しているということなんですよ。実際ですね、この間、全国の自衛隊基地の地下に建設するなど、強靱化を行うということがこの３文書にもはっきりと盛り込まれておりますし、既に進められております。

京都はですね、例えば、これは大手の新聞も書きましたけども、こういう全国の自衛隊基地の地下化ですね、日本が戦場になるということは想定しているということが言われておりますし、地下に埋めるだけでなく核攻撃被害も想定していると。もう既に基地を強化するためにゼネコンと相談していると言うんですよ。そういったことが全国３００の基地で言いますと、宇治の駐屯地、大久保の駐屯地、奈良の航空自衛隊の基地もちゃんと入っております。だから、和東町のすぐ近くでそういうことが行われるということは、攻撃対象になるかもしれないと考えているからそういうことをするわけですよ。例えば、ここにも書いてありますけど、日本は原発が日本海沿岸に並んでると。そこを狙われたら和東もただじゃ済まないですね。無事では済まないです。放射能の汚染になります。

この前、町長は１２月議会のときに藤井議員の質問に対して、和東は直接攻撃されないだろうから大丈夫だみたいなことを言われてましたよね。大変お気楽な答弁をされているなと思って私は聞いてましたけど、ここまでやってるんですよ。やろうとしているわけです。このような基地は守られても住民の犠牲はいとわないと、顧みない、地域が焼け野原になっても仕方がないと、こういうことまで想定して進めようとしているのが安保３文書なんです。こういうような中身であるならば、町長、当然反対されますよね。

それとね、５年間で４３兆円、防衛予算の倍増というのを本気で進めたら必ず増税になります。それから、社会保障は削減になります。年金もカットされます。そして、借金もするかもしれない。国民負担が激増するということになりますし、当然、地方への財源も影響を受けないわけではない。必ず削減されてくる。そうならば和東町の財政はどうなるのか。そんなことにお金を突っ込まれてね、今でも苦しい。次の新年度

の予算、財源不足で基金を取り崩さなアカんと、こういう状況になっているときにですよ、今後５年間でこんなお金をじゃぶじゃぶとつぎ込まれようとしていると。こんなこと、地方を預かる町長としてももちろん反対されますよね。答弁いただけますか。関係あるでしょう。もし、そういうようなことが進むのであれば、住民の命と暮らしを守る責任者として、また町の財政を預かる責任者として当然反対されますね。どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員も言われております目的は、住民・国民の生命・財産であり、安全を言われておる。そういった、国のあるべき段階でも同じ目的でどうあるべきかという議論で、責任においてやっておられるわけです。そういう中での施策の中で見えてくるものも方向性として言われているものと今後予算化される分とか、いろいろ具現化してくるものがありますが、そういった数値を見て、そして当然、和東町だけやなしに地方自治体で考えるべきときは声を上げなきゃならんときがあろうかと思いますが、今、私たちの声を上げる資料・数字等々、具体化したものは見えておりません。

こういったことは和東町だけやなしにやはり自治体が全部お互いに連携している組織もあります。そういうものを十分見据えて今後あることは当然ですが、今、言われている岡本議員のご質問にある目的というのは、全て住民の、私も申し上げておりますように、国民が、そして世界中が求めている平和のために、そして１人１人命が奪われない、そういうことにどうあるべきか、これは全てが今、議論されて、責任のある立場でも議論されているわけです。ただ、ここに座っている和東町の公式の議会の場で「ああだ」「こうだ」ということを言うにあまりにも私の意見が軽々しく、そんなものではない。非常に大変なところで重い話を議論されていますので、控えさせてい

ただきたいと、こういうように申し上げました。

ただ控えるやなしに、かぶってきた火というのはやはり連帯して考えるべきところは自治体そのものを連帯するべきときはしていきたい、このように思っております。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、町長はそういう示されたものはないと言われましたけど、ここにありますよ。3文書の中にちゃんと書いてあります。読まれてないんだったらお読みください。ここにちゃんと書いてあります。数字も書いてあります。ですから、今そんなことを言ったら本当に反対できなくなりますよ。

かつての戦争では、和束町はその当時は村だったかもしれないですけど、いわゆる若者に召集令状を配ったのは役場ですよ。役場の方が町内の若い方の家へ行って、「おめでとうございます」と言って赤紙を渡して戦場に送り込んだんです。そういう役割を果たさせられたのが末端の村役場です。国がやってる戦争だけど、実際にそれを担わされたのは末端の役場なんですね。そして地域の隣組です。戦争というのは、国でいろいろやってるから関係ないみたいなことではないんですよ。

戦争準備というのは、全ての大動員の中で行われます。今このようなことがはっきり示されている下で、地域の自治体の住民の命を守る責任を負う町長は、いまだにコメントも出せないなんていうのは大変無責任であると思いますし、しっかり読んで、やはり和束町の責任者として責任ある対応をしていただきたいと思いますと思うんです。

国家安全保障戦略の中に北朝鮮の問題に触れてるところがあるんですよ。こう書いてあるんですね。「現在も深刻な経済的困難に直面しており、人権状況も全く改善しない一方で、軍事面に資源を重点的に配分し続けている」というふうに北朝鮮を分析しているんですね。私は日本のことかと思いましたよ。「現在も深刻な経済的困難に直面している」、人権状況も今いろいろ言われてますが、全く改善しない一方で、

軍事面に資源を重点的に配分し続けようと今してますね。これは自分のことを言うてるんだなと思ったんですけどね、実際こういうことになっているわけですから、もう少し機敏な考えを持っていただきたいと強く要望しておきたいと思います。必ず読んでいただきたいと思います。

次に、子育て支援の関係になりますけども、まず、教育費の負担の関係ですけども、今、義務教育の負担というのは一体どの程度かかるのかということですけども、小学校の入学時の関係でいいますと、ランリュックの関係とかも含めて大体3万円ぐらいかかるんですね。中学校に至りましては、制服等が大変大きいわけですけども、大体4万円から5万円ぐらいの負担がかかっております。こういったことを無償にしているということであれば、和束町の今の財源であったとしても十分対応できるというふうに計算させてもらいました。

伊根町などでも教材費の無償というか補助なんかも既にされておりますけども、ぜひ、和束町としても、今後、この間の修学旅行費の無償であるとか、学校給食費の無償に続いて、こういった入学時の一定まとまってかかる負担、小学校でいいますと、卒業時に1万円でアルバムを買うんですよ。そういったことをお金と引換えじゃなくて、ちゃんと贈呈してあげるぐらいはしてあげてほしいと思いますし、それも含めて、ぜひ、教育費の無償化というものにもう一步踏み込んでいただきたいなというふうに思うんですけども、その辺は先ほど協議していきたいと言われましたけども、お金を出すのは町ですから、和束町が独自でやったって構わないわけです。それはぜひ今後、連合でも協議いただけますか、どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

教育行政に関しては、先ほど言いましたように、連合の教育委員会と、そしてそれぞれの町村と教育会議を持ってですね、いろんな課題とか検討しているわけでありま

す。いろんな、今後、教育においてですね、やはり西脇知事も子育て環境日本一を目指しておられるわけです。いろいろ京都府も施策もこれから、先ほど言いましたように進んでまいります。そういったことも見据えながら、また、今、和束町3町でも取り組んでおります無償化とか、いろいろやっているわけでありまして。そういったものをさらに発展的に、これで終わりじゃなしに、やはりそういう会議で議論をしていく、協議をしていく、こういう答弁をさせていただきました。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、教育費の負担というのが子育て支援の願いとしては一番強いんですよ。もちろん大学とか高校以降の学費等が一番重い負担にはなってますけども、義務教育は無償というのが憲法上の要請なんですね。ですから、そういった入学時のことも含めて完全に無償化していくというのが憲法の立場なんですよ。ですので、今まで先駆けてそういうことをされてきたことは大事なことだと思いますけども、そういった自治体だからこそもう一步踏み込んだ支援のほうをぜひ今、検討いただきたいと思いますので、そこはぜひ協議いただきたいと思いますというふうに思います。

次に、学童保育のことをですね、今、乳幼児の保育料というのは国の施策もあって無償になってきているわけですけども、生活をつくるという点で児童の保育というものも同じものなんですね。特に働く親の支援という側面もありますけども、それだけに経済的な負担というものは、より大きいと思います。ですので、先ほど言われたように、この間、段階的に軽減いただいていたということは分かっておりますけども、もう少し思い切って無償化に向けて私は検討をしていただきたいと思いますというふうに思いますので、これは要望だけしておきたいと思います。

次、高校生の通学補助についてですけども、先ほども言いましたけども、和束町か

らバスを使い、鉄道を使って一番近い木津高校とか、また南陽高校とかに通うだけで、一番役場に近いバス停から行った場合に年間20万円以上かかるんですよ。和束町に住むがゆえのというか、和束町から通学するがゆえのこういう重い負担というものを仕方がないなというふうに思わせたらいかんと思うんですよ。

さっき宿命を負わしたらあかんと言いましたけどね、例えば、木津川市の高校生だったら自転車で大体行ってますから、そもそもそういう負担はかからないわけですよ。この20万円というのはどういう額かといえ、今は多くの方は高校の無償化で授業料が基本的にかかってませんが、当時、公立高校が授業料は大体10万円ぐらいでした。ですから、授業料に換算すれば2年分なんですよ。

もっと言えば、次、大学進学するとなかったときに、入学金20万円ぐらいかかりますね。ここにかからなかったら、そのときの準備にも準備にも使えるわけなんですね。学校に辿り着くまでにそれだけの負担をしているのが和束の高校生なんです。ですから、和束に住んでるがゆえに宿命のように負担がかかってくるという状況は、やはり町の責任で解消していただきたいと思うんですね。

バスの問題だけでなく鉄道だってかかっているわけですよ。今、木津までだったらそこまでですけども、それ以上に通っている高校生も多くいます。その鉄道の定期だって多くかかっています。ですから、こういった負担というものをですね、やはり学校に入ってからいろんな教科書の負担とか教材の負担とかっていうのがあります。それも何とかしてやりたいと思いますけども、まずは学校に着くまでの負担をもうそろそろ負担がないようにしていただきたいと思うんです。

特に、今いろんな意味で負担もかかっていますから、町長、その辺、もう一歩、バスの定期代だけでなく鉄道も含め支援を拡充していただきたいと思うんですけども、もうそろそろ、そういう宿命じみたことは背負わずに、ぜひ無償にしてやってほしいと思うんですけど、どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、岡本議員の質問がありますように、そういう方向で何とかしようということで、定期代の3分の1、2分の1、3分の2として進めてきているわけでありまして。先ほど答弁をさせていただきましたように、交通状況がひょっとしたら変わる可能性が出てきます。そういったことを見据えてどうするかということと併せて考えていく時期かなと、こういうように答弁させていただきました。

できる限りの中では趣旨というのは十分、私らも理解してここまで3分の2は来ているわけですから、そのもう一歩というところについては、そういう時期かなとは今は検討しているわけなんですけども、そういう意味で答弁させていただきました。これについてはそういうことで、いろんな角度から全体的な考えも入れて検討しておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

トンネルの開通を控えて新しい交通というものも来るかもしれないということで、今、検討いただく中で総合的に考えてやっているというふうに伺いました。その際は、やはり今、言ったようにバスのこともそうですし、鉄道も、それから宇治田原のほうでは若干バスの定期代等については後退された部分もあるんですけども、いわゆる送迎されている方についても一定の額を支援されているというのが続いております。そういったことも含めて、全体として負担を減らしていく、また無償化していくという方向でぜひ検討いただきたいと思いますので、これは強く要望しておきたいと思います。

次に、医療費の関係ですけども、今、同じ郡内でも、今度、精華町が18歳まで拡充するということで報道されました。他府県でも東京23区というところでもそういうふうになっております。

そういう中で、和束町などが取り組んできた医療費の無償化というのは、本当に先駆けた先進的な取組だったというふうに思いますし、そこはある意味、今でももっとちゃんと宣伝せなあかんと思うんですけども、ただ、やはり多くの自治体がようやく追いついてきたという状況があります。京都府もそういったことで今プラスしようとしているというところがあります。それだけにですね、やはり先駆けてやってきた町としてもう一步踏み込んだ先駆けた取組をしていただきたいと思うんです。

例えば、学生などというふうに私が言いましたのは、単に学生だけじゃなくて、就職しても非正規であったりとかもちろん浪人している子もいます。就労したとしても、若い10代とかでいけば低賃金というか、そんなに給料も高いわけじゃありません。安定してない状況もありますので、そういった一定期間の分も含めて、もう少し伸ばしていただきたいというふうに言ってるんですけども、例えば、これは非課税世帯だけですけども、府内では京丹後市が学生まで対象になってます。奈良の山添村は20歳までされております。千葉県の多古町というところでは、既に22歳まで無料化されております。愛知県の東郷町というところでは、24歳までの学生の入院費を無料にしているということが調べてみますとありました。ですから、既に全国周辺の自治体でも新しい取組が始まっています。

そういうことも含めて、和束町としても医療費の対象拡大についてぜひ検討をしていただきたいと思いますし、そこをもう一度ぜひ検討していきたいということで答弁いただきたいと思いますと思うんですけども、もう一回答弁をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

先ほども答弁させていただきました。高校生まで18歳というのは、すんなり考えるとどこでいきましたけども、高校生から卒業されて20歳までということになれば、先ほど答弁させていただきましたように、就職もあって所得も持ったりとか、いろい

ろ出てきます。そして、そういう高校生とかの資金はエンジェル基金を設けて、その趣旨でもって財源としてやってるものでありますので、それを拡充するときは、所得もある、また大学も行く大学生だけだと、こういうことでいいのかとか、この次に至ってはもう少し細かく検討する必要があるかと思いますが、そういったことをやっていかなきゃならないと、このように考えております。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆるやってるところでは大体子育て支援プラス若者支援というような形で銘打ってやっておられるところが多いわけですが、今、検討はしていきたいということです。早急に検討を進めていただきたいと思いますので、そこはぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、物価高騰対策についてですけれども、先ほど町長のほうから、国の財源措置というものが今、特にない中で、それが一定もし示されたときには検討していきたいというような話をされたと思うんですけど、やはりそれでは遅いと思うんですよ。

この3月、4月も次から次へといろんなものが上がろうとしていると。電気代も5月以降また値上げするみたいな話も出ておりますし、本当に大変なわけですね。どこに行っても悲鳴が上がっているという状況があります。そういう意味でも、やはり当初予算で対策をしっかり盛り込んで、切れ目なく暮らしを支えるというのが求められているというふうに思うんですよ。最低でも水道基本料金の免除というのは全ての方に恩恵がありますから、ぜひ、継続のほうはしていただきたいと思うんです。

国の財源がなくても、そういうときのために基金があると思うんですよ。今回1億3,000万円、いわゆる財源が足りないということで取崩しを行われて、いわゆる話では電算の関係とか、その辺のことに充てられるというふうに伺ってはいますけれども、それももちろん必要なんですけども、それ以上に住民生活が待ったなしだと思う

んです。

例えばですね、水道基本料金の免除の場合、今年度の7月分からの免除予算というのは3,300万円だったんですね。仮に半年間免除では約2,000万円ということなんです。これは財源的には十分できると思うんです。後でもいろいろな財源が来るのであればそれに振り替えたらいいと思うんですけども、当初からでも十分できたんじゃないかというか、すべきだというふうに思うんですね。

それから、1人1万円の商品券でも約4,000万円だったと思います。これを合わせても今回の取崩しの約半額程度でできるわけですし、十分可能だというふうに思うんです。ですから、住民生活というのは、やはり国の財源待ちとか、そんな悠長なことを言ってもらえないわけですよ。それは行政の都合であって、待ってる間に物価が下がるのかというと下がらないわけで、ですから、やはりそういった緊急措置も含めてぜひやっていただきたいと思うんです。

当初予算はまだ提案されてませんから、今からでも肉付けするなり、無理でも直ちに補正予算を組むなりやってでも継続していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど答弁させていただきましたように、国・府の財政状況も見ながら、そして和束町の住民の皆さんの状況も見ながら判断していくべきだと、このように思ってます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

もう一度確認しておきますけど、町長ね、物価高騰の影響というのは、さっきも言いましたが、昨年より今のほうがよっぽど深刻化していると、そういう認識はもち

ろんありますよね。どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

この評価というのは絶対的評価、また相対的評価とか見定めながらしか分からないわけでありまして。世界的な見方で日本はどうかと、そういう判断があらうかと思うんです。それも参考にしながら判断していきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そんなこと言ってる時かと思うんですよね。その辺へ行って聞いてきたらどうですか。「あなた、相対的に見てどうですか」とか、「世界情勢から見てどうですか」と、そんなこと言わんでしょう。はっきり、みんな大変なんですよ、今。

電気代は上がる、年金は下がる、食料の値段はどんどん上がる、買い物するたびに値段が変わってる、こんなことはざらなんですよね。みんなどれだけ値引きの商品を求めて並ばれているかご存じですか。それぐらい大変なわけですよ。そんなこと今、判断できないでどうするんですか。そんな悠長なことを言ってるから全く予算に反映されてないんですよ。

町長は予算を執行する人ですから迅速にそういった状況を把握して、必要な措置を迅速に打たないと生活を支えられへんじゃないですか。せめてそれぐらいのことは認識していると言っていたかと思いましたが、びっくりしました。

これはまた予算でも言いますけども、そこの認識から改めていただいて、ぜひ、迅速な対応をしていただきたいし、水道基本料金の免除も去年の4月から大幅値上げになって、そのときに倍になったとかというすごい話がいっぱいあったわけですよ。それを7月から2,200円免除いただいて緩和されて少しは助かったということがあ

りましたが、この４月からまた本格実施なんていうのはあり得ないことですよ。予算を組むときにそれぐらい考えていただきたかったなというふうに思いますので、ぜひ早急に手を打っていただきたいと。また、予算でも言いますけども、強く要望しておきたいと思います。

最後に、介護保険料も本当に高齢者の方にとってみればこれほど重い負担はないわけです。来年の１年後にまた見直しをされますけども、町の判断でこの１年だけでも引き下げるという措置をできるわけですから、そこはちゃんとやっていただきたいと。これはまた予算でも言いますけども、強く要望しておきます。

最後に福祉課長にお聞きしておきたいと思うんですけども、在宅サービスの関係で、私は新たなサービスの基盤をつくっていく必要があると思うんです。例えば、そういう意味では小規模多機能型のサービスであるとか、これは京都府の補助があるのかあれなんですけど、安心サポートハウスなどのそういった整備を和東町でもぜひ検討いただきたいと思っているんですが、そのあたりどうでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からありましたように、各種サービスで特に小規模タイプにつきましては、私どもといたしましても相当前から検討に検討を重ね、また近隣事業所とも相談した中で進めていきたいわけではございますが、誘致等を含めた中でなかなか進まない。

補助金等につきましては、実際にこちらのほうに来ていただけることになりましたら、また町内部のほうで検討させていただいたり、京都府なり、また町独自でも検討していくべきものとは思いますが、なかなかそこが進まないというので、近隣市町村のサービスを使わせていただくというのが現状でございます。

おっしゃられるとおり、できれば地元のほうでそういうようなサービス、またもうちょっと見込んでほかのサービスもどんどん入れたいなというふうに検討しているところでございます。

次期の計画は今も策定の準備をしているところでございますが、そのところででも検討をしているところではございますが、いつにどういうサービスというのはここでお答えすることはできませんけども、そちらについても毎日毎日といいますか、ずっと検討しているところではございます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

保健福祉センターも今度できますけど、和東町の在宅サービスを大きくしていきたいと思いますので、ぜひ、そこは検討をお願いしたいと思います。

最後になりますけども、町長ね、この4月から本当に物価高騰というのは、新年度だからと言って4月から何もなくなるわけじゃないんですよ。引き続きしんどいわけです。今の状況というのは、それに対応した予算なり施策をやらないと住民はたまったもんじゃないわけです。これはもちろん国のせいですよ。岸田政権の無策というのが一番の原因ですけども、自治体としてできる限りの取組をやっていただきたいということを強く申し上げまして質問を終わらせたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後2時40分まで休憩します。

休憩（午後2時30分～午後2時40分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第2号 令和5年度和束町一般会計予算、議案第3号 令和5年度和束町湯船財産区特別会計予算、議案第4号 令和5年度和束町国民健康保険特別会計予算、議案第5号 令和5年度和束町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号 令和5年度和束町下水道事業特別会計予算、議案第7号 令和5年度和束町介護保険特別会計予算、議案第8号 令和5年度和束町後期高齢者医療特別会計予算、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明として、施政方針を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

本日、令和5年度一般会計予算をはじめとする諸案件のご審議をお願いするに当たり、提案理由に替えまして令和5年度の施政方針についてご説明申し上げます。

長期にわたる新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰に対しては、本町におきましても様々な支援を展開してまいりましたが、今なお住民生活・経済活動に大きな影響を与え続けているところでございます。

一方、国は、新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の位置づけを「2類相当」から「5類」へ見直す方向を発表し、併せて、様々な行動制限が緩和されつつあります。本町においても、少しずつ観光客の姿が見られ始めており、また、基幹産業であるお茶の価格も一定の回復が見られ、これまでの日常が戻ってくる兆しを感じるところでございます。

このような状況の中、令和5年度は、いよいよ総合保健福祉施設の建設を本格的に開始するとともに、コロナ収束後を見据えながら、（仮称）犬打峠トンネル開通や大阪・関西万博の開催、文化庁の京都移転など、本町を取り巻く環境の変化を踏まえた取組を推進してまいり所存でございます。

これらを踏まえまして、令和5年度当初予算は、第5次総合計画に掲げる将来像

「和の郷知の郷茶源郷和東」の実現へ向け、6つの施策の展開方向に沿って予算編成をいたしました。

第1に、「子どもから高齢者までの全ての住民が健やかに暮らせる郷」でございます。

先ほども申し上げましたとおり、総合保健福祉施設の整備を本格的に開始いたします。2か年度にわたる大型事業となりますが、国保診療所や社会福祉センターなどを複合化した保健・医療・福祉の総合的な提供拠点となるまちづくりの中核的機能を担う施設として着実に整備を進めてまいります。

子育て支援の充実に向け、令和4年度に創設いたしました新生児に対し10万円を給付する「子育て応援給付金」を20万円に引き上げ、国が創設する「出産・子育て応援給付金」と合わせて計30万円の給付を行い、子育て世帯の経済的支援を図ってまいります。

さらに、小児インフルエンザ予防接種費用助成金においても、接種費用の無償化及び対象を中学生までとする拡充を行い、住民が安心して子育てできるまちづくりを推進いたします。

また、引き続き、18歳までの医療費、保育料、給食費、修学旅行費の無償化などの施策についても継続して実施し、子育てに対する切れ目のない支援を推進してまいります。

第2に、「生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷」でございます。

今月27日に文化庁が京都に移転されることを踏まえ、相楽東部広域連合と連携しながら、先人がつないできた歴史・文化を保全し、次世代に受け継ぐ取組を進めるとともに、本町の文化的資産を創造・発信し、さらに本町の魅力を高めてまいります。

本町の豊かな自然の中で育まれた「なりわい景観」を保存・継承していくため、文化的景観の保存活用計画の策定と併せて、住民の皆様と共に取組を進めていけるよう普及啓発活動を実施してまいります。

第3に、「自然と共生し、安心・安全な郷」でございます。

頻発・激甚化する災害に備え、地域防災計画の改定を進め、住民の生命・財産を災害から守るための対策に取り組んでまいります。

合併浄化槽と下水道の維持管理に係る負担格差を軽減するため、新たに「合併処理浄化槽維持管理事業補助金」を創設し、負担軽減と併せて、水環境を守るための合併浄化槽の設置の推進や合併浄化槽の法定点検の促進等を図ってまいります。

国が推進するカーボンニュートラルの実現に向け、本町においても電気自動車を整備し、地域の脱炭素化の促進による環境保全と、災害時における電力供給体制の構築による防災機能の強化の両面での活用を進めてまいります。

第4に、「お茶観光を軸とした交流の郷」でございます。

これまで交流人口の増加に係る実績を積み重ねながらも、コロナ禍で事業の縮小等を余儀なくされておりました、インバウンド観光や農泊観光事業、ゴルフカートを利用したグリーンスローモビリティ周遊観光事業、交流ステーション「和束の郷」の運営など、コロナ禍からの回復が進みつつある中、より一層、取組を推進してまいりますとともに、お茶を中心とした複合的な施策を展開してまいります。

2025年に開催されます大阪・関西万博を契機とした地域活性化を図るため、国・京都府と連携しながら、和束ブランドの確立と国内外での地域資源の発信を目指し、お茶に携わる皆様と協働で取組を進めてまいります。

第5に、「快適で美しい環境の郷」でございます。

本年4月より、路線バスを加茂駅から原山区間に路線再編させていただき、併せてデマンド交通「W a z C a r」の実証実験を引き続き実施してまいります。路線再編成の利用状況などを把握し、詳細な分析を行いながら、住民ニーズに対応した持続可能な地域交通の実現に向けて慎重に検討を続けてまいります。

令和2年度から工事を進めてまいりました祝橋整備事業が令和5年度に完成を迎える一方、新たに石寺橋の架替工事に着工いたしますとともに、総合保健福祉施設や特

別養護老人ホームわらくへの進入路にもなります町道中溝学校線の改良事業などについても事業を進め、安心・安全で生活の利便を高める道路網の充実を目指してまいります。

喫緊の課題であります人口減少の抑制に向け、（仮称）犬打峠トンネル開通に伴う人口流動を見据えた移住・定住を促進いたしますとともに、空き家開拓に向けた取組を展開してまいります。

第6に、「住民と行政のパートナーシップによる郷」でございます。

国が進めるデジタル社会の実現に向け、国の取組と歩調を合わせながら、「茶源郷行政情報配信システム」や「コンビニ交付サービス」などをはじめとした行政サービスのデジタル化を進め、利便性の向上とともに、住民の皆さんがその恩恵を享受できる取組を進めてまいります。

ふるさと納税の推進に取り組み、本町ならではの魅力を生かした返礼品の開拓や新たなふるさと納税の仕組みを導入し財源の確保を図るとともに、地場産業の活性化や本町の魅力発信へとつなぎ、全国の皆様に応援していただけるようなまちづくりに努めてまいります。

以上、和束町第5次総合計画の将来像「和の郷知の郷茶源郷和束」が目指すまちの姿を実現させていくため、6つの施策の展開方向に沿ったまちづくりを進めてまいります。

総合保健福祉施設の建設開始に伴い過去最大規模の予算編成となりますが、計画的に積立てをしてまいりました基金を活用しながら健全な財政運営を行いますとともに、これまで進めてまいりました「茶源郷としてのまちづくり」についても着実に推進してまいります。

併せて、冒頭に申し上げました（仮称）犬打峠トンネルの開通をはじめとする本町を取り巻く環境の変化の流れに乗り遅れることなく、時代に即したまちづくりを住民の皆様と共に進めてまいる所存でございます。

今後も住民の皆様、議員の皆様の一層のご協力をお願い申し上げますとともに、限られた財源を有効活用しながら積極的に各種事業に取り組んでまいります。

令和５年度各会計予算は、一般会計４１億８，７３０万円、湯船財産区特別会計２１５万円、国民健康保険特別会計事業勘定６億２，６３０万円・直営診療施設勘定９，３６０万円、簡易水道事業特別会計１億９，８９０万円、下水道事業特別会計２億３，５６０万円、介護保険特別会計保険事業勘定７億２１０万円・サービス事業勘定７４５万円、後期高齢者医療特別会計８，４６０万円、令和５年度予算総額は６１億３，８００万円となります。

どうか議員各位の一層のご協力とこ鞭撻をお願い申し上げますとともに、令和５年度予算案並びに関係議案にご賛同賜りますよう切にお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

お諮りします。

本予算の審議につきましては、議員全員の１０人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第２号から議案第８号までの令和５年度和東町一般会計予算及び各特別会計予算の以上７件については、１０人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第７、議案第９号 相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 9 号の提案理由を申し上げます。

相楽郡広域事務組合では、平成 4 年度から圏域の一体感の醸成を図るため、「相楽ふるさと塾」や「相楽の文化を創るつどい」など様々なソフト事業を展開し、市町村の枠を超えた文化的な交流や連携を深める「ふるさと市町村圏振興事業」を進められてきました。しかしながら、地域における活動もさらに圏域を超えた広域的なものとなっていることや各市町村単位で主体的な活動がなされていることから、令和 4 年度をもって、基金運用を行ってきた原資である「相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金」を廃止するため、相楽郡広域事務組合の規約変更に伴う財産処分を関係市町村の協議の上、定めることについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めたく提案させていただいた次第であります。

どうか慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

議案第 9 号につきましてご説明申し上げます。

議案書をお願いいたします。

議案第 9 号

相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分について

地方自治法第 289 条の規定により、相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分を別紙のとおり関係地方公共団体と協議のうえ定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

和束町長 堀 忠雄

1 枚おめくりください。

財産処分に関する協議書（案）

地方自治法第289条の規定により、相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分を次のとおり定める。

相楽郡広域事務組合が設置する相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金に関する共同処理事務を令和5年3月31日をもって廃止することに伴い、基金に属する財産は次のとおり関係市町村及び京都府に帰属するものとする。

基金原資（7億円）の清算額

単位は円でございます。

出資団体名、出資金額、清算額。

木津川市、3億5,486万円、3億5,468万円

笠置町、3,935万円、3,935万円

和束町、6,052万円、6,052万円

精華町、1億2,578万円、1億2,578万円

南山城村、4,949万円、4,949万円

計、6億3,000万円、6億3,000万円

助成団体、補助金額、精算額

京都府、7,000万円、7,000万円

令和5年3月2日

木津川市長 河井 規子

笠置町長 中 敦志

和束町長 堀 忠雄

精華町長 杉浦 正省

南山城村長 平沼 和彦

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

少し確認だけさせていただきたいんですけども、今回、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金に出資をしていたものが今回廃止になるので、いわゆる各自治体に返還するということだと思うんですけども、和東町でいいますと 6,052 万円という額が返還されるということですが、これは町のほうに返還された後どのような扱いをされる予定があるのでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

こちらの返還金につきましては、精算額の用途につきましては財政の担当のほうからお答えさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、岡本議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、相楽市町村圏の基金ですけれども、京都府の広域行政圏構想に基づきまして特別交付税措置された財源でございます。本来であれば一般財源となるわけなんですけれども、和東町としては、将来に目的を持って有効に活用させていただきたいということで、この返ってきた金額につきましては地域福祉基金のほうに積立てをさせていただくという形で、3 月補正のほうで計上させていただいているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7 番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

地域福祉基金ということでいいますと、今、保健福祉センターの建設に関わる部分
というと基金のほうも活用されているというふうに思うんですけども、例えば、地域
福祉基金に今、多くが保健福祉センターの建設費用の一部に一定考えられている部分
もあるんですけども、それは保健福祉センターに限らない今後の福祉の部分というも
のも含まれているのかですね、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

和東町地域福祉基金の設置管理に関する条例にも記載があるとおり、高齢化社会等
に対応し、地域における福祉・保健に関する事業に財源を充てるということになって
おりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

もう 1 点、それはそれでいいところもあると思うんですけども、今回の相楽地区ふ
るさと市町村圏振興事業というのが長年行われてきて、いわゆる相楽の文化を創る集
いであるとか、一定、文化活動の振興などに寄与してきたという部分があると思いま
す。そういった意味では、各市町村のところでそういう施設もそうだし、取組が定着
してきたので返還するというところもあると思うんですけども、もちろんこれだけでは
なかったと思うんですが、ただ、和東町でいいますと、やはり文化面での取組という
のは大変遅れているというか、相楽東部の南山城村や笠置町、連合管内のところと比
べましても、これから根づかしていくというか、定着させていこうという段階にある

というふうに思います。

この間、実は教育委員会のほうの呼びかけもありまして、文化サークル等の今後の連携であるとか取組をしようということで、これは連合のほうの話ですけども、呼びかけられております。たまたま私はコーラスのほうの代表をしているので、そこに行ってそういう話も聞いているんですけども、これから和東町の文化の取組というのは本当にこれからだなというふうに思っております。そういう点でも、もちろん福祉のほうに使うということもそうなんですけども、そういう取組を支えてきた基金として、一定、今後もし融通がきくのであればという話ですけども、そういった文化を振興していくという、そういう活動を支えていくという部分でもぜひ私は活用いただけたらというふうに思っているんですけども、そのあたり、とりあえず見解だけいただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この広域行政圏の基金でございますが、もともと原資は使えなくて、利息相当額です。これを平成5年から活用させていただきまして、大きな事業として、岡本議員がおっしゃるように、文化を創る集い、また広域行政圏事業ということで対応させていただきました。

現在、和東町の文化サークルに登録されている団体、教育委員会のほうから聞いております。社会教育のほうでその事業をやっていくという話になれば、負担金という形になりますが、当然、和東町から応援はさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 9 号 相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 9 号 相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 10 号 相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 10 号の提案理由を申し上げます。

相楽郡広域事務組合の名称変更に伴い、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更することについて協議したいので、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

それでは、議案第10号につきましてご説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第10号

相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町
及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿
処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部
を変更する規約について

地方自治法第252条の14第2項の規定により、相楽郡広域事務組合と木津川市、
笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処
理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約を別紙のとおり変更することについ
て、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

和束町長 堀 忠雄

提案理由に関しましては、先ほど町長から述べていただきました。

1枚おめくりいただきますようお願いいたします。

新旧対照表をつけさせていただいております。

右側のページに記載がございますのが今回の規約の一部変更につきましての内容で
ございます。先ほど町長からの提案理由でございましたように、相楽郡広域事務組合
の名称変更に伴いまして変更を行うものでございます。

相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町
及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿
処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部

を変更する規約

相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

相楽広域行政組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約第1条中「相楽郡広域事務組合」を「相楽広域行政組合」に、「相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を「相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

以上、ご説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第10号 相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山

城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１０号 相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

日程第９ 議案第１１号 和束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第１１号の提案理由を申し上げます。

相楽郡広域事務組合の名称変更に伴い、和束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

それでは、議案第１１号につきましてご説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第１１号

和束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚おめくりいただきますようお願いいたします。

改正する条例でございます。

町長からの提案理由でございましたように、相楽郡広域事務組合の名称変更に伴いまして改正を行うものでございます。

和東町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

和東町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項各号列記以外の部分中「相楽郡広域事務組合」を「相楽広域行政組合」に改め、同項各号中「相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を「相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に改める。

別記様式 1 を次のとおり改める。

別表様式 1 を次のとおり記載しております。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

右側のページに新旧対照表をつけさせていただいております。

以上、ご説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 11 号 和束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 11 号 和束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改
正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 12 号 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題
といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 12 号 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましての提案
理由を申し上げます。

本年 2 月 1 日に、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことによ
り、和束町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第
96 条第 1 項第 1 号の規定により、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、説明。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうから、議案第 12 号についてご説明いたします。

議案のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 12 号

和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

和東町長 堀 忠雄

1 枚おめくりいただき、今回の条例改正案でございます。

和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例

和東町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第 5 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

次ページに資料 No. 12 といたしまして新旧対照表をつけさせていただいております。

左側に改正後の案、右側に現行でございます。

改正後の案中の 48 万 8,000 円が改正後の額でございます。

1 枚おめくりいただきまして、和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例 概要でございます。

1 改正の理由といたしまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和 5 年 2 月 1 日公布 令和 5 年 4 月 1 日施行されることに伴うものです。

2 改正の内容ですが、出産育児一時金の額を 48 万 8,000 円とすることで、産科医療補償制度の掛け金 1 万 2,000 円と併せますと、支給総額が実質 50 万円まで引き上がるものでございます。

3 改正条例の施行日は、令和5年4月1日でございます。

ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、村山議員。

1点だけちょっと説明を求めたいと思います。

新旧対照表で金額の下ですけど、ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規則を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする書かれているんですが、これはどういう意味か説明をお願いしたいんです。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（吉田敏江君）

村山議員のご質問にお答えいたします。

こちらの3万円上限という部分でございますが、概要でご説明申し上げました産科医療補償制度の掛け金1万2,000円と関連になるんですが、条例のほうでは48万8,000円とすることで、産科医療補償制度の掛け金というのが定期的に金額の見直し等もございまして、その部分1万2,000円というところを規則で定めることで、合計50万円になるように調整できるような規則との仕組みとなっております。ですので、この3万円の上限という部分が今回は1万2,000円の部分に当たるものとなります。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 12 号 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 12 号 和束町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました予算特別委員会は、来る 3 月 7 日午前 9 時 30 分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 24 分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

和束町議会議長 岡 田 泰 正

署名者 和束町議会議員 小 西 啓

〃 和束町議会議員 高 山 豊 彦